

デジタルハリウッド大学大学院
デジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻

自己点検・評価報告書

平成20年7月

デジタルハリウッド大学

まえがき

21世紀の世界において、何が国力となるのであろうか？ これまでの人類社会においては、ひとつは軍事力であり、ひとつは経済力であったといえるだろう。しかし、世界の隅々までが、インターネットなどの高速の情報網によりスムーズに繋がれていく、これからの社会においては、文化力とも呼ぶべき力が、人々の心に共感を起こし、その共感が、人々の行動を起こす判断に多大な影響を与えることになるのである。そのことは、ソフトパワーという言葉を生み、ソフトパワーの潜在的な力を持つ国として、再び日本が国際的な関心を集める国として意識されるようになった。これが Cool Japan である。

私たちデジタルハリウッドは、そのような世界において、日本の独自文化から発展し、今や大きく世界に認められることになったコンテンツを、更に強い産業として育てること、また、コンテンツ産業において培った知恵や知識を、他の産業に応用し、新しいビジネスを生むことを目的に、専門職大学院デジタルハリウッド大学院を2004年4月に開校した。

この大学院にデジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻という世界でも例の無い研究科が設置され、修了者には、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）が与えられることになった。

本格的なインターネット利用が始まって、十数年、未だに学術的な研究対象として、あまり顧みられないコンテンツ産業の世界を日々探索し研究開発を行い、ビジネスとしてチャレンジしているのは、産業界のビジネスパーソンたちであるという観点から、本大学院では、多くの実務家を教員として採用することにした。

本大学院では、映画、放送、音楽、出版、新聞などこれまでのメディア産業と、情報技術を基盤に持つIT産業を架橋し、新たなビジネスを創出するプロデューサー、また、新たなコンテンツを創り出すディレクターを養成すべく、教育カリキュラム構築、研究科の運営の仕組み、ファカルティ・ディベロップメントなどを行い、過去4年間、大学院の運営にあたってきた。

今回、約6ヶ月間をかけて、教員と事務局が一体となり、想定されるいろいろな項目について、自己点検を行った。自己点検の項目については、他大学の自己点検報告書を参考にさせていただき、更に本大学院の点検に必要なものを加えた。

自己点検を行っていく中で、我々自身、これまで行ってきたことが、どのような結果を出しているかということ客観的に気付くことができ、多くの課題も認識することができた。この報告書を元に、内部の教員だけでなく、外部の方々からも率直なご指摘をいただき、今後更に本大学院の改善を行い、社会の発展に貢献できる専門職大学院として進化をしなければならないと考えている。

また、自己点検を行っていく過程で、再度、本大学院の理念についても点検することにもなった。コンテンツ産業を支えるエンタテインメントというコンセプトを、コンテンツ産業のみならず、あらゆる産業へ応用し、新たな人類文化創造を行っていかねばならないということから、「Entertainment in the New Millenium」という本大学院のキーコンセプトも創出された。

大学院開校から、5年目となり、今年は初めての外部評価を受ける年でもある。今や我が国を代表する産業領域となっているコンテンツ産業ではあるが、本大学院を評価していただける外部評価機関は、現在のところ存在しないという結論をいただいた。このため、外部評価をしていただく有識者の委員会を組織させていただき、第三者評価を受けることとなった。この自己点検報告書は、その第三者評価を受けるための基礎資料となるものである。

今後も、自己点検評価報告書という形で、本大学院の実態について、公表を行っていく所存である。

2008年4月1日

デジタルハリウッド大学 学長 杉山知之

目 次

対象専門職大学院の現況	1
組織	2
理念・目的	3
特徴	4
沿革	6
章ごとの自己評価	
第1章 教育目的	9
第2章 教育内容	14
第3章 教育方法	19
第4章 成績評価及び修了認定	24
第5章 教育内容等の改善措置	29
第6章 研究活動及び研究環境	31
第7章 入学者選抜等	35
第8章 学生の支援体制	38
第9章 教員組織	45
第10章 管理運営等	51
第11章 施設、設備及び図書館等	58
まとめ	61

対象専門職大学院の現況

1 現況

(1) 専門職大学院(研究科・専攻)・定員

名称：デジタルハリウッド大学大学院(専門職)

研究科・専攻名：デジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻
ゼネラルプロデューサープログラム(東京のみ)
コンテンツディレクタープログラム(東京・大阪)

修業年限：2年(本大学院の教育内容に関連するIT又はコンテンツ関連分野での職務経験3年以上、若しくは同等の能力を有すると本大学院が判断した場合は特例として最短1年での修了も可)

募集定員：80名

学位：デジタルコンテンツマネジメント修士(専門職)

設置主体：デジタルハリウッド株式会社

(2) 所在地

秋葉原メインキャンパス：東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル7F

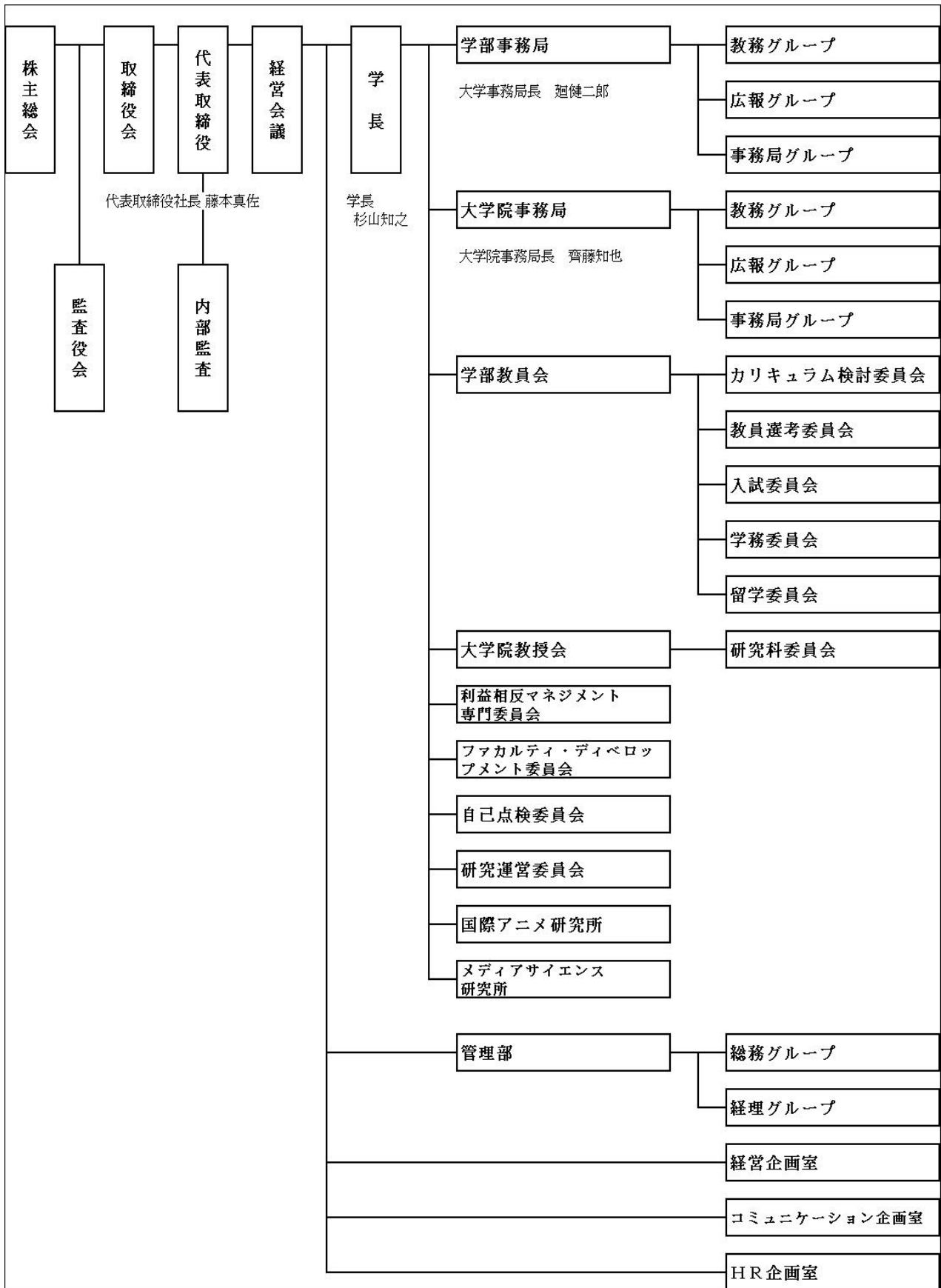
大阪サテライトキャンパス：大阪市北区西天満6-5-17 デジタルエイトビル1F

(3) 学生数及び教員数

学生数：秋葉原メインキャンパス：154名/大阪サテライトキャンパス：27名
合計181名

教員数：64名(専任：19名/非常勤：45名) *平成20年3月末日現在

組織



理念・目的

理念

コンピュータの発展により実現されたデジタル社会において、デジタルコンテンツを基盤とする新たな文化創造と産業創造を行い、21世紀以降の人類社会の永続的かつ幸福な発展に貢献することを、本学の理念とする。

目的

本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める専門職大学院として、デジタル社会における重要でかつ専門性を必要とするビジネス&コンテンツを創造する職業を担うための、深い学識及び卓越した能力を培う実学を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

特徴

本大学院は、主にIT・コンテンツ関連分野における高度専門職業人の育成を目指し設置された、日本初の株式会社立の専門職大学院である。従来では学校の設置主体は国、地方公共団体及び学校法人に限られていたが、経済の活性化を目的に導入された構造改革特別区域制度により、平成16年2月16日、文部科学省より設置認可を受け、開学した。

本大学院の主な特徴は以下のとおりである。

(1) 実務家中心の教員組織

本大学院は、深い学識及び卓越した能力を培う実学を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成することを目的としている。このような人材を養成していくためには、急速に拡大・変化し、社会全体に多大な影響を与えているIT・コンテンツ関連分野の実務に身を置き、その経験や実績を整理・体系化し還元することで、社会に貢献しようとする高い志をもつ実務家こそが、本大学院の教員にふさわしいと考えている。

以上のことから、本大学院ではその9割以上を実務家教員が占めている。

(2) ITとコンテンツの両分野を自由に組み合わせることが可能なカリキュラム

インターネットの普及によりメディアや業界が従来の枠組みから開放され、次々に新しいビジネスやコンテンツが生まれている今日、当該分野を学び、その専門職として活躍することを志す者には、「IT(eビジネス)関連分野」と「コンテンツ関連分野」のそれぞれの分野を単体で学ぶのではなく、双方を組み合わせることによっていかに新しい価値やサービスを創造できるかという視点で学ぶことが求められる。そのため本大学院では、この両分野を学生の目的に応じ、自由に組み合わせて学習することのできるカリキュラムを実現したことで、産業界の現状に即した実践的な教育を展開している。

(3) 顧客主義を取り入れた学校運営

学生の9割が社会人である本大学院では、学校運営に株式会社立ならではの「顧客主義」を浸透させている。具体的には、年3回の教員研修の実施や、全講義での「教員評価制度」導入により、従来の大学や大学院では成しえなかった積極的なFD活動を実現、常に「顧客」たる学生に提供する授業の品質向上を、最も重要な使命と捉えている。

また、多岐にわたる学生のニーズを、個別面談等の実施により正確に捉え、その目標達成に向け各種支援を実施しているほか、トライメスター(3学期制)に沿った年3回の入学機会の設置、平日夜間と土日中心の授業実施など、多忙な社会人学生の学習意欲に対応できる形式をとっている。

(4) アウトプットの重視

IT・コンテンツ関連分野における実務において一般的である、デザイナー、クリエイター、プログラマーなどの、専門的なスキルを有する人材をひとつのプロジェクトチームとして統括し、定められた予算や期限内でクライアントの要望に対応したビジネスプランやコンテンツを完成させる、「制作マネジメント能力」は、当該分野における専門職に就くものにとって最も重要な能力である一方、一般的には、教室における講義だけでは習得が難しいとされている。

本大学院では、学生にこの能力を体得させるべく、プロデューサーやディレクターといった役割を明確にしたプロジェクトチームを結成し、最終的には、成果としてのビジネスプランやコンテンツを生み出しプレゼンテーションする、ワークショップ形式の授業を多数用意している。また、将来的にクリエイターを志望する本学の学部生や、本学と経営母体を一にする、クリエイター養成スクール「デジタルハリウッド」の受講生をチームに参加させ、より具体性のあるコンテンツの制作を可能とすることで、現場に即した実践的な学習ができるようなカリキュラムや環境を用意している

(5) 学校職員が学生を多角的サポート

ほとんどの学生が社会人である本大学院においては、学生の入学目的が、起業、社内ベンチャー立ち上げ、就転職、各種制作・研究活動など多岐にわたっているため、それらを履修登録前の個別面談や、履修登録時に行う目標設定によって吸い上げデータベース化し、教務職員全体で把握できるようにしている。また、彼らの目標達成の支援として、本学の母体である専門スクールが、開校以来4万人の卒業生を輩出しているなど、当該分野における教育機関として先駆的存在であり、業界内に広範な人的ネットワークを築いているという強みを活かし、職員が、学生、教員、企業の橋渡しの存在として様々な調整を行うなど、コーディネーター的役割を担っている。

沿革

平成 6 年（1994 年）

デジタルハリウッド(株)設立

デジタルハリウッド「THE MULTIMEDIA SCHOOL」開校

平成 8 年（1996 年）

デジタルハリウッド「八王子校」開校（その後横浜校に移転、名称変更）

デジタルハリウッド「大阪校」開校

平成 9 年（1997 年）

デジタルハリウッド「横浜校」開校

デジタルハリウッド「USA校」開校（米国カリフォルニア州サンタモニカ市）

平成 10 年（1998 年）

デジタルハリウッド「福岡校」開校

平成 11 年（1999 年）

L.A.で開催の世界最大のCGの祭典「SIGGRAPH'99」に初出展

ネットワークエンジニア人材育成 IT 研修「THE GLOBAL IT SEMINAR」開始

世界最大の子供向けパソコンスクール「フューチャーキッズ」開校

デジタルハリウッド「渋谷校」開校

平成 12 年（2000 年）

デジタルハリウッド「京都校」開校

韓国延世大学内に「ヨンセイ デジタルハリウッド」開校

平成 13 年（2001 年）

デジタルハリウッド「神戸校」開校

平成 14 年（2002 年）

デジタルハリウッド「札幌校」開校

平成 15 年（2003 年）

デジハリ通信科開校

平成 16 年（2004 年）

デジタルハリウッド大学院 開学

平成 17 年（2005 年）

デジタルハリウッド「秋葉原校」開校

デジタルハリウッド大学 開学

オンラインスクール開校

平成 18 年（2006 年）

デジタルハリウッド「池袋校」開校

デジタルハリウッド大学 八王子制作スタジオ開設

関連施設の所在地現況

デジタルハリウッド大学院（秋葉原メインキャンパス）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-18-13 秋葉原ダイビル 7F

Tel. 03-5297-5797 Fax.03-5297-5788

デジタルハリウッド大学院（大阪サテライトキャンパス）

〒530-0047 大阪市北区西天満 6-5-17 デジタルエイトビル 1F

Tel.06-6316-8500 Fax.06-6316-8634

デジタルハリウッド大学（秋葉原メインキャンパス、大学事務局）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-18-13 秋葉原ダイビル 7F

Tel.03-5297-5787 Fax.03-5297-5788

デジタルハリウッド大学（秋葉原セカンドキャンパス）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 3-1-16 ガイドーリミテッドビル 6F、7F

デジタルハリウッド大学（秋葉原サードキャンパス）

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町 3 番地 富士ソフト秋葉原ビル 11F

デジタルハリウッド大学（八王子制作スタジオ）

〒192-0354 東京都八王子市松が谷 1 番地

デジタルハリウッド東京本校（御茶ノ水）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-3 DH2001Bldg.

Tel.03-5281-9221 Fax.03-5281-9339

デジタルハリウッド渋谷校

〒150-0042 東京都渋谷区道玄坂 2-25-12 道玄坂カプトビル 4F

Tel.03-5459-4500 Fax.03-5459-4501

デジタルハリウッド横浜校

〒220-0004 横浜市西区北幸 2-4-3 GM21 ビル 2F

Tel.045-316-6001 Fax.045-316-6003

デジタルハリウッド大阪校

〒530-0047 大阪市北区西天満 6-5-17 デジタルエイトビル 1F

Tel.06-6316-8500 Fax.06-6316-8634

デジタルハリウッド福岡校

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-7-11 イムズ 11F

Tel.092-735-7679 Fax.092-735-7911

デジハリ・オンラインスクール（通信講座）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-3 DH2001Bldg.

Tel.03-6895-9800 Fax.03-6895-9804

設置会社 デジタルハリウッド(株)の沿革

平成 6 年（1994 年）

デジタルハリウッド(株)設立

出資企業：(株)日立製作所、(株)内田洋行

平成 7 年（1995 年）

マルチメディア人材派遣会社「(株)デジタルスケープ」設立

(株)タイター 資本参加

平成 8 年（1996 年）

コンテンツ制作会社「(株)アイ・エム・ジェイ」設立

関西テレビ放送(株) 資本参加

平成 9 年（1997 年）

(株)ナムコ 資本参加

「Digital Hollywood Institute of Media Arts」設立

平成 10 年（1998 年）

「(株)九州インターメディア研究所」設立

平成 11 年（1999 年）

デジタルハリウッド提携校制度開始

セコムとの共同出資会社「フューチャーインスティテュート(株)」設立

平成 14 年（2002 年）

デジタルハリウッド・パートナーズ発足

平成 15 年（2003 年）

コンテンツ制作会社「デジタルハリウッド・エンタテインメント(株)」設立

平成 17 年（2005 年）

「日本経済団体連合会（経団連）」入会

章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1 - 1 教育目的

基準 1 - 1 - 1

専門職大学院においては、その目的（大学院設置基準第1条の2において定めるとされている目的をいう。）が明確に定められているとともに、当該目的が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第65条第2項の規定から外れるものではないこと。

（基準 1 - 1 - 1 に係る状況）

大学院設置基準第1条の2において定めるとされている目的は、本大学院学則第1条に規定しているとおり、「デジタルハリウッド大学大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定める専門職大学院として、デジタル社会における重要でかつ専門性を必要とするビジネス&コンテンツを創造する職業を担うための、深い学識及び卓越した能力を培う実学を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。」である（資料1「デジタルハリウッド大学大学院学則」資料編p.1参照）。

本大学院に学ぶ者は、科学技術に基づくコミュニケーション手法の中で、表現されるコンテンツとコミュニケーションを更に発達させ、その制作の管理とマネジメントを行える基礎力と、それを直ちに実社会に役立つ応用力を身に付けることを目的にすると共に、人類の社会生活向上と文化創造に貢献できる創造性の高い人材となることを目指すものである。

本大学院は、コンテンツ産業のデジタルコンテンツ領域において必要な2つのデジタルコンテンツマネジメント職種プログラムを設置している。

メディアコンテンツをデジタルで融合させたビジネスやサービスに携わり、新しいメソッドでビジネススタイルを創造できる人材を育成するプログラムである「ゼネラルプロデューサープログラム」とコンテンツ制作責任者に必要な各コンテンツやメディアの専門知識を身につけ、時代を先駆ける新しいコンテンツや制作メソッドを創造できる人材を育成するプログラムとして「コンテンツディレクタープログラム」をカリキュラムに導入している。

この2つのデジタルコンテンツマネジメント職種プログラムを置くことで、コンテンツの創造からビジネスやサービスの創造まで、本来実務に必要な人の役割と実務に則したワークフローに準じて教育を行うことが可能となっている。

また、入学者の資質や興味に応じて、デジタルコンテンツマネジメント能力の素養とデジタルコンテンツマネジメントに必要な学識を培うことができるように導いている。

さらに、本大学院がデジタルコンテンツ領域において、卓越した人材を育成するための共通の目的として、あらゆる「メディア」「コンテンツ」「産業」をデジタル技術や表現手法によって繋げ、新たなコンテンツ、ビジネス、サービスを創造することに重視し、IT領域と従来メディアが扱うコンテンツ領域の両領域を複合的に修得できる実践的な教育を体系的に行っている（資料4「科目一覧」資料編 p.144 参照）。

以上のことから、本大学院の目的は、学校教育法第65条第2項の規定の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」に合致している。

基準 1 - 1 - 2

専門職大学院においては、その創意をもって、将来のプロデューサー・ディレクターとしての実務に必要な学識・スキル及びその応用能力並びに実務の基礎的、応用的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準 1 - 1 - 2 に係る状況）

本大学院の基準 1 - 1 - 2 の具体的実施として以下のように教育を体系的化している。

（1）将来のプロデューサー・ディレクターとしての実務に必要な学識の基礎的素養を涵養する「基礎科目群」を設置

デジタルコンテンツに携わる人材に必要な基本的スキルとしての倫理の素養をを涵養する科目の配備

IT領域、コンテンツ領域とデジタルコンテンツと産業の関連性についての歴史、構造の素養を涵養するコンテンツビジネス産業構造・歴史・未来考察科目の配備
表現者としてデジタルコンテンツ制作の素養を涵養するコンテンツ基本表現手法科目の配備

ITの領域をメディアと捉えて、ITを通じた基本的なメディアの素養を涵養する基礎科目の配備

デジタルコンテンツのビジネスを遂行するに必要なビジネス基礎の素養を涵養する科目の配備

（2）卓越した能力を涵養するためのデジタルコンテンツマネジメント実務基礎として、IT及びコンテンツの両領域において実務を遂行する上で必要な実務基礎の素養を涵養するための「実践基礎科目群」を設置

ビジネスプランニング、マーケティング、会計・税務、法務・財務、資金調達、ベンチャーキャピタル、モバイルビジネスなど、コンテンツビジネスに必要な実践基礎科目の配備

アートディレクション、ストーリーディレクション、テクニカルディレクション、制作マネジメントなど表現、制作マネジメントに関する実践基礎科目の配備

- (3) 基礎科目群や実践基礎科目群からより実務に必要な応用知識や、応用を展開する能力、先端性を加えた科目群として「応用、展開、先端科目群」を設置
 - インターネットビジネスマネジメントに必要な応用的科目の配備
 - コンテンツビジネスマネジメントに必要な応用的科目の配備
 - IT、コンテンツビジネスを展開する為の会計税務に関する科目の配備
 - 将来のIT、コンテンツに係わる先端制作技術を考察する科目の配備
 - IT、コンテンツを総合的展開する科目の配備

- (4) デジタルコンテンツマネジメントの卓越した能力を涵養するための「研究科目群」の設置
 - デジタルコンテンツの課題について、実務の事例を応用先端的に対処する能力を涵養し専門性をより幅広く高めるためのゼミ科目の配備
 - IT、コンテンツ領域両領域において、よりに実践力を高めるための訓練およびその他科目群で習得した知識を活用しプロジェクトを遂行する能力を養うための「プロジェクト科目」の配備
 - 全ての科目群を習得した成果（作品、企画、提案、論文など）として課題制作科目を配備

以上の科目の設置、配備を基盤としてデジタルコンテンツマネジメントに必要な2プログラム（ゼネラルプロデューサープログラム、コンテンツディレクタープログラム）各々に履修条件を設定して教育の目的を果たす為の体系的な教育が図られている（資料4「科目一覧」資料編p.146参照）。

また、デジタルコンテンツの領域をIT、コンテンツに分類して、カリキュラムを配備しているため、入学時のスキル、キャリアに応じて、効率的に科目履修を行える仕組みとなっている（資料5「履修モデル図」資料編p.145参照）。

成績評価については、各科目分類、科目群の評価ランクの目安、成績基準表（資料6、資料編p.146参照）の設定・成績評価分布図（資料7、資料編p.147参照）の公表などによって厳格に実施されている。

具体的には、各学期開始前の各科目シラバスに採点の基準及び評価方法を記載、各科目担当教員への成績評価採点表の配布、各科目担当教員の成績評価採点、成績評価採点表の提出及び点検、各科目ごとの成績分布の学生公表、成績分布・到達度の相互点検、課題制作の担当教員指導及び審査、課題制作の教員会審査及び規定の単位取得に準じて修了認定（デジタルハリウッド大学学位規則第10条（課程の修了及び研究科の議決）を実施している）。

基準 1 - 1 - 3

専門職大学院の目的が、専門職大学院の構成員（教職員及び学生）に周知されているが、また、当該目的が、社会に広く公表されていること。

（基準 1 - 1 - 3 に係る状況）

本学の Web サイトにおいて、本大学院の理念・特色・特徴・教育の目的などを明らかにしている。

<http://gs.dhw.ac.jp/esi/index.html>

基準 1 - 1 - 4

専門職大学院の養成しようとするプロデューサー・ディレクター像に適った教育が実施された結果、成果を上げていること。

（基準 1 - 1 - 4 に係る状況）

本大学院の学位を取得した修了者の成果として特に進路においては起業 18 名 15%、転職 28 名 23%、全体の 49% がデジタルコンテンツマネジメントの学位を以て専門職としてのキャリアチェンジやキャリアアップを実現している（在職者 40%、その他（留年、未就業者 8%）（資料 8 「修了生の進路の割合」資料編 p. 150 参照）。

また、起業実績においては、私立大学の大学発ベンチャー企業数において上位 13 位に入るなど、デジタルコンテンツ係わる起業を可能とした能力を養う教育を積極的に実施している成果である（資料 9 「経済産業省平成 18 年度大学発ベンチャーに関する基礎調査報告」資料編 p. 151 参照）。

さらに、ゼミ科目、プロジェクト科目、修了課題制作においては、特に企業と連携して新しいメディアコンテンツや IT とメディアの融合によるコンテンツを創造するなど教育の成果をアウトプットすることも養成しようとする人材像に適った教育が実施された成果である（資料 10 「ゼミ、プロジェクト、課題制作の成果例」資料編 p. 152 参照）。

2 優れた点及び改善を要する点等

（1）優れた点

コンテンツ産業のデジタルコンテンツ領域において必要な卓越したマネジメント人材育成する2つの職種プログラム（ゼネラルプロデューサー、コンテンツディレクター）をカリキュラムに置き、コンテンツ制作マネジメントからコンテンツビジネス、サービスの創造までを見据えた教育を行なっている。

デジタルコンテンツマネジメント学位を修得した学生が、本大学院の教育カリキュ

ラムの基礎、実践の素養を涵養した結果、成果として、転職、起業、コンテンツの創出などを実現している。

ゼネラルプロデューサー、コンテンツディレクターの各プログラムの学生がそれぞれの役割を果すことによって、在学中からコンテンツ制作を行い、学内に留まることなく実社会において成果を上げている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

教育目的の周知方法が、現在 Web サイトのみに留まっているため、平成20年度以降はパンフレット、募集要項などにも記載し、広く周知していく。

教育の目的を達成させるために、デジタルコンテンツの領域が恒久的な学問として定義するべく、継続的な教育研究を実施していく。

学部との連続性をもたせたカリキュラム構築を推進し、学部生の進学を促進していく。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2 - 1 教育内容

基準 2 - 1 - 1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、プロデューサー・ディレクターとしての実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるよう適切に編成されていること。

また、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

(基準 2 - 1 - 1 に係る状況)

資料4「科目一覧」(資料編 p.144参照)にあるとおり、教育上の理念に即し、科目が受け持つ学術範囲の種類によって、デジタルコンテンツマネジメントを遂行するために必要な、変化に対応できる基礎的な知識、技能、基本となるヒューマンスキル、倫理を培うことを目的とする「基礎科目」、コンテンツのディレクション又はプロデュースに特化した実務についての専門的な知識を理論的に理解することを目的とする「実践基礎科目」、デジタルコンテンツの進化に対応できる、応用的、展開的、先端的な、深い専門知識を修得することを目的とする「応用・展開・先端科目」、「研究科目」の4つにカリキュラムを分類し、設置している。

更に修了課題では、応用・展開・先端科目、並びにゼミ、又は特ゼミにおける学習、研究などの成果を実務の見地から論理的にまとめた「コンテンツ作品」、「プレゼンテーション資料(要デモコンテンツ)」及び「論文」の形式で制作、及び発表し、その研究成果を学長及び、研究成果に関連するゼミを受け持つ教員の審査によって合格することを必須としている。

本大学院の成果発表会のひとつであるビジネスプラン発表会には、毎年、関連省庁や産業界から100名近い来客があるが、この会での発表を契機に経産省から助成金を獲得した者や、事業化するためのパートナーを見つける者もあり、当該分野から非常に高い評価を得ている。

基準 2 - 1 - 2

教育課程が、豊かな人間性並びにプロデューサー・ディレクターとしての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準 2 - 1 - 2 に係る状況)

近年のコンテンツ産業は、インターネットや携帯電話など、国民に広く日常的に利用さ

れている情報網を基盤とすることから、有害なコンテンツやサービスの流布については、これまでのメディアと比較にならないほどの波及が起こっており、現実に社会的に大きな問題となっている。この状況について、有害サイトの認定や取り締まりなどを国や法にすべて委ねてしまうことは、我が国として国際的にますます発展の可能性がある産業の進歩を鈍化される要因になるとの認識を本大学院は持っている。

また、実務においては、社会倫理に反するようなビジネスを行えば、一般市民のネット内の情報交換などにより、またたく間に問題を起こした会社が解散しなければならないというようなことも日々起きている。

本大学院の実務家教員の多くは、経営者又は経営幹部として、日々、コンプライアンスを遵守し、社会的倫理観に沿ったビジネスを行っており、その経験を元に、それぞれの教員が担当する講座において、プロデューサー・ディレクターとしての責任感及び倫理観を滋養することを共通の要素として認識し、日々の教育に当たることとしている。

それはコンテンツ産業のリーダーとなるべく教育を受ける学生たちが、ひとつの要素として責任感や倫理観を持つのではなく、すべてのことの基盤を支える共通の認識として、滋養すべきことであると捉えているからである。今後も、このことが継続的に行われるように、とくに新任教員が採用されたおりなど、全教員と確認をして進めていくこととしたい。

基準 2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、専門職大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況)

資料 4 「科目一覧」(資料編 p. 144 参照)にあるとおり、各科目を設置している。

本大学院では、学生が計画的かつ段階的に履修を行えるように、年間上限履修可能単位数を30単位に設定している。科目の分配については専門職大学院の目的を鑑み、例えば東京では全62科目中20科目を必修科目若しくは選択必修科目とし、うち、基礎科目から5科目(25%)、実践基礎科目から12科目(60%)、応用展開先端科目から1科目(5%)、研究科目から2科目(10%)を配分しており、適切に配置されている。

現状、学生の履修科目が基準 2 - 1 - 2 に上げる各号のいずれかに偏ることを制限する規定はないが、学生の履修時に面談を実施し、本人の目標に合致した履修ができるよう適切なアドバイスをすると共に、高度専門職業人としての総合力を要請するべく指導を行っている。

ただし、本大学院の教育分野は多岐にわたっている上に、入学する学生の志向や目標も多岐にわたっているため、必要であれば、一見偏りのある履修計画でもルールの範囲内であれば認める場合がある。

基準 2 - 1 - 4

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等）に配慮しているか。

（基準 2 - 1 - 4 に係る状況）

本大学院ではデジタルコンテンツ業界で活躍しうる高度職業人を育成すべく以下のように配慮を行っている。

まず、業界の最先端の情報を有している実務家教員が科目を担当している。加えて、産業界や関連省庁から、62 科目中 32 科目において合計 77 名（平成 18 年度実績）のゲスト教員を迎えることで学生の多様なニーズに対応している。

また、平成 18 年度には「ネット視聴率・アクセス解析講座」、平成 19 年度には「Web サイト M & A コンサルティング」など、公開講座を開設し、業界の発展動向や社会からの要請に対応すべく、学内外に常に最新の情報を提供している。

さらに、平成 20 年度からはカリキュラム検討委員会を設置し、学術の発展動向や社会からの要請等にいち早く対応できるような体制を整えていく予定である。

なお、平成 20 年度より明治大学理工学研究科と提携し、同研究科の新設研究科である「新領域創造専攻」と 4 科目を合同で進めていく予定である。さらに、同様に同大に新設される「国際日本学部」にて本学学長が授業を担当するなど、相互に協力して社会のニーズにマッチした実践的な教育課程を編成していく予定である。

基準 2 - 1 - 5

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 2 1 条から第 2 3 条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2 - 1 - 5 に係る状況）

大学設置基準第 2 1 条で規定する 1 単位当たりが必要とする学修の時間については、これを実質化するため、各学生が相当の予習・復習及び教員との質疑応答を実施していることを前提とした授業内容及び授業時間の設定をしている。

大学設置基準第 2 2 条については、年間 35 週以上の授業期間を確保している。

大学設置基準第 2 3 条については、本大学院は 1 回あたりの授業時間を 120 分間としていることから、原則として 12 週を単位とし実施している。

2 - 2 学部との教育内容の関係

基準 2 - 2 - 1

学部カリキュラムには、学部卒で実社会に出ても十分に専門職に就けるように配慮された基礎科目が配置されている。専門職大学院ではその学部科目の上に、更に高度に専門性を要する能力を養い得る科目を設置していること。

(基準 2 - 2 - 1 に係る状況)

本学の科目においては、学部においても専門職大学院においても実社会で通用し得る専門性の高い内容となっているが、学部がデザイナーやクリエイターなどコンテンツそのものの制作者を育成する内容になっているのに対し、専門職大学院ではそれら制作者が活躍し得る新しいビジネスやコンテンツを企画し、その実現に向けたプロジェクトを立ち上げ、実現することのできる「プロデューサー」や「ディレクター」といった人材を育成する内容になっている。

具体的には、「ビジネスモデル演習」や「インターネットマーケティング」などのビジネスプランニングやマーケティング分野、「コンテンツプロデューサーの為の会計・財務」、「コンテンツビジネス法務・財務」、「映画製作におけるファイナンスとリクープ」などの会計、税務、法務、財務分野、「デジタル映像表現手法」、「映像監督のストーリー演習」、「ITソリューション導入手法」、「Webプロデュース ～ 」などの実践的な制作マネジメントやディレクション手法、「インターネットビジネスコンサルティング」、「キャラクターマーケティング」、「コンテンツ海外展開手法」、「アニメコンテンツマネジメント」、「キャラクタービジネスマネジメント」などのインターネットビジネス・コンテンツビジネスのマネジメント応用、「ヒットコンテンツ事例研究」、「ヒットプロデュース能力開発演習」などの総合展開といった科目が挙げられる。

以上のように、学部と専門職大学院では育成する人材像に違いがあり、科目内容においては、後者はより高度で専門性の高いものとなっている。

開学より4年間の入学者の平均年齢は31歳であり、その9割以上が社会人である。それゆえ、本大学院において設置した高度に専門性を要する能力を養い得る科目を十分に学修し得る状況がこれまで継続されている。

しかし、平成21年度より本学部学生(平均22歳)の進学が見込まれるため、本大学院生との社会経験の差を鑑みて、両者を架橋するような取り組みに、今後より一層力を入れていく必要があると考えている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

本大学院の実務家教員の多くは、経営者又は経営幹部として、日々、コンプライアンスを遵守し、社会的倫理観に沿ったビジネスを行っており、その経験を元に、それぞれの教員が担当する全ての講座において、プロデューサー・ディレクターとし

での責任感及び倫理観を滋養することを共通の要素として認識し、日々の教育に当たることとしている。

多メディアに跨がるデジタルコンテンツマネジメント能力を養う目的から、IT・Web系カリキュラム、コンテンツ系カリキュラム、複合カリキュラム、研究カリキュラム、実践カリキュラムにより構成されている。

デジタルコンテンツマネジメントの実務に必要な能力を身につけるために、基礎科目、実践基礎科目、応用・展開・先端科目、研究科目を体系的に設置しており、特に社会人学生のキャリア、スキルに応じた科目履修を可能としている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

社会人から学部卒まで、多種多様な学生が集まる本大学院においては、彼らの経験やモチベーションを活かしつつ、本大学院にて明確な目標をもって学修できるようなカリキュラム体系を築いていく必要があるだろう。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3 - 1 教育方法の活用

基準 3 - 1 - 1

専門職大学院においては、教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されていること。

(基準 3 - 1 - 1 に係る状況)

本大学院ではガイドブック、シラバスを作成し全学生に配布している。また、入学時に実施するガイダンスや trimester 毎に実施する履修相談会において、ガイドブックを用いて説明を行っている。これにより、学生は目標に沿った履修計画を立てることができる。

また、履修に関するこれら書類は全て電子データ (PDF 形式) 化されており、学生専用 Web サイトから常時閲覧することが可能である。

(1) ガイドブック

修了要件、成績評価基準等が記載されており、入学時に行われるガイダンスにおいて本資料 (資料 2 「デジタルハリウッド大学大学院 2007 年度ガイドブック」資料編 p. 10 参照) を用いて詳細な説明を行っている。

(2) シラバス

科目の概要、到達目標、各回のテーマ、各回テーマの概要、成績評価方法、成績評価ランクなどより具体的な内容を記載している。trimester 毎に行われる履修相談会においては本資料 (資料 3 「デジタルハリウッド大学院 2007 年度シラバス」資料編 p. 32 参照) を用いて詳細な説明を行っている。

(3) 授業スケジュール一覧表

trimester 毎の授業スケジュールが記載されている。学生はシラバスと本資料 (資料 1 1 「2007 年度授業スケジュール一覧表」資料編 p. 155 参照) を照らし合わせて、履修スケジュールを組み立てる際に用いている。

基準 3 - 1 - 2

学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

(基準 3 - 1 - 2 に係る状況)

本大学院においては、原則として毎回の授業終了後に学生に授業評価を求めており、そ

の内容に関しては担当教員・事務局双方で共有し、改善の必要性がある場合は、迅速に措置を講じている。教授会においては、その集計結果を教員全体で情報共有し、更なる改善について議論している。

また、教員の指導力の向上を図るため、学部・大学院合同で、年3回の教員研修を実施している。教員研修においては、各教員が講師役、又は学生役となって模擬授業を行い、その指導方法について参加教員全員で考察・改善案を考える試み（ティーチング・シェアリング）を実践している。また、実際の授業においても、教員の希望で教員同士お互いの授業を見学できる体制を整え、研究科においては、毎回の授業のビデオ撮影を行い、希望する教員は、他の授業をDVDにて閲覧することが可能となっている。

また、これらの取り組み実績についての検証と更なる向上を図るべく、ファカルティ・ディベロップメント委員会を学内に設置し、定期的に改善を行っている。

なお、学生の授業満足度に関しては、「とても良い（5点）」「良い（4点）」「普通（3点）」「あまり良くない（2点）」「良くない（1点）」の5段階評価を毎授業で行っているが、平均4.4点（平成19年度）となっており、授業の一定の品質が保たれているものと認識している。

3 - 2 授業を行う学生数

基準 3 - 2 - 1

専門職大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準 3 - 2 - 1 に係る状況）

本大学院では、1年制、2年制の学生がおり、その中でもゼネラルプロデューサー、コンテンツディレクターと2つのプログラムが設けられている。

これにより、科目によっては1年制優先、ゼネラルプロデューサー優先にするなど、履修者数を適切な規模にするための基本的な配慮がなされている。

また、各科目ごとに担当教員が適切な履修者数をシラバスに記載し、その人数に従って履修者数の管理を行っている。

基準 3 - 2 - 2

基準 2 - 1 - 2 にある科目区分ごとに、同時に授業を行う学生数は、その科目区分ごとの特性に配慮し、適切な人数を設定していること。

（基準 3 - 2 - 2 に係る状況）

設置科目毎に担当教員自身はその専門性を鑑みて適正な定員を定め、シラバスに記載して適切に運用している。

平成19年度の実績においては、科目区分ごとの平均履修者数は、基礎科目 28 人、実践基

礎科目 22 人、応用・展開・先端科目 13 人、研究科目 7 人となっている。

3 - 3 授業の方法

基準 3 - 3 - 1

専門職大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 専門的な知識・スキルを確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、実情に即して具体的な問題を解決していくために必要な実務的分析能力及び議論の能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) 1 年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3 - 3 - 1 に係る状況)

(1) については、学生の学習へのモチベーション向上と維持を行うためにアクティブラーニング(学ぶ技術)の手法を取り入れている。これは本大学院の課程を受講する上での前提と位置づけ、入学時必須受講ガイダンスとして全ての科目に先立って実施している。アクティブラーニング(学ぶ技術)は、「自ら、環境の変化に対応できる力」、「自ら正解を導き出せる力」を身につけること、つまり「自己成長力」を育てることを目的としている。また、この手法は教員においても教員研修のティーチング・シェアリング等をとおして周知され、各科目内において取り入れられている。

さらに、実践基礎科目、応用・展開・先端科目、研究科目においては実際の企業データを用いたケースメソッドを導入し、分析結果を授業内で議論することで、実務に必要なこれらの能力を育成している。

これらのことから、本大学院の教育課程の中で、批判的検討能力、創造的思考力、実情に即して具体的な問題を解決していくために必要な実務的分析能力及び議論の能力が培われると認識している。

(2) については、年間の授業スケジュールにおいて、学生がこれらの講義を計画的に履修できるように、シラバス、ガイドブック、授業スケジュール一覧表を作成し周知している。また、入学ガイダンス、 trimester ごとに履修相談会を行い、十分な説明を行ったうえ、更に個々の学生との個別相談も実施している。

(3) については、授業時間外における学習を充実させるため、講義で配布した資料はグループウェアに保管し、いつでもインターネット環境から閲覧できる。また、ゼミを除く講義全てはビデオ撮影しており、DVDにて補講ができる為、学生は必要に応じて復習などに役立てている。

また、講義時間外においても学生が各施設を利用できるよう、開館時間を資料 1 2 「開館時間一覧」(資料編 p. 1 5 6 参照)のとおり定めている。開館時間帯は職員も常時待機している。

なお、学生の多くは社会人であるため、限られた時間を有効に論文執筆や作品制作活動を支援するために、秋葉原メインキャンパス、大阪サテライトキャンパスにおいては、学生の希望があれば、授業終了後から翌朝まで施設を利用することが出来る体制が整っている。

3 - 4 履修科目登録単位数の上限

基準 3 - 4 - 1

専門職大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 30 単位が上限とされていること。

なお、修業年限が 1 年と認められた学生については、合計 42 単位が上限とされていること。

(基準 3 - 4 - 1 に係る状況)

本大学院では、科目履修登録単位数の上限を定めており、履修登録時において年間 30 単位を上限とした履修指導を行っている。

なお、学則(資料 1「デジタルハリウッド大学大学院学則」資料編 p. 4 参照)においては以下のとおり定めている。

(履修上限単位)

第 25 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を次のとおり定める。

修業年限 2 年の学生が、1 年間に登録できる単位数の上限を 30 単位とする

修業年限 1 年と認められた学生が、1 年間に登録できる単位数の上限を 42 単位とする

3 - 5 履修科目の時間設定

基準 3 - 5 - 1

専門職大学院における各年次にわたって、学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされていること。

(基準 3 - 5 - 1 に係る状況)

本大学院では、大学院設置基準第 14 条の特例として、社会人を対象とした取り組みにおける教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心にカリキュラムを配置している(資料 13「時間割」資料編 p. 156 参照)。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

本大学院においては、毎回の授業ごと学生に授業評価を求めており、担当教員・事

務局双方で内容確認・ミーティングを行い、改善の必要性がある場合は、次の講義にてフィードバックするなど、迅速に措置を講じている。

授業評価のデータは教員用グループウェアを通じて教員間において共有され、その集計結果をまとめたものを毎月ダイジェスト版として配布されている。

教員会議においても授業評価の結果を議題とし更なる改善について議論している。教員の教える技術の向上を図るため、学部・研究科合同で、年3回の教員研修を実施している。教員研修においては、各教員が講師役・学生役となった模擬授業を行い、その指導方法について参加教員全員で考察・改善案を考える試み（ティーチング・シェアリング）を実践している。

実際の授業において、教員の希望で教員同士お互いの授業を見学できる体制を整え、毎回の授業のビデオ撮影を行い、希望する教員は、他の授業をDVDにて閲覧することが可能となっている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

より組織的で、更に実効性のある活動にするべく、教員研修への参加率を高めていく必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4 - 1 成績評価

基準 4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

（基準 4 - 1 - 1 に係る状況）

- （1）成績評価の基準はシラバス内に明示しており、グループウェアにて公表し、常時閲覧が可能となっている。
- （2）各教員から提出された採点結果が、シラバスに記載された成績評価基準に合致しているか否か事務局にて確認をする仕組みをとっている。
- （3）成績表（資料 1 4 「2007 年度成績表（例）」資料編 p. 1 5 7 参照）、成績評価分布図（資料 7、資料編 p. 1 4 7 参照）の形式にて学生に告知している。

以上のように、学生の能力及び資質を客観的に評価し、またそれを適切な方法で周知し得る体制が整っている。ただし、本大学院に学ぶ者の年齢、経験、環境が多岐にわたるため、ある特定の科目内での成績評価の優劣が、専門職に就く者としての優劣とは必ずしも合致していないという事実も一部には存在している。これは主に基礎的な科目にてペーパーテストやレポート作成を課した際に起こりうる現象で、その際、職業経験の無い学生が経験のある学生より優れた評価を得たとしても、その時点では経験の無い学生が経験のある学生より専門職業人として優れているわけではないということである。

基準 4 - 1 - 2

学生が在籍する専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該専門職大学院における単位を認定する場合には、当該専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4 - 1 - 2 に係る状況）

他の機関にて修得した単位の認定については、学則第 28 条（資料 1、資料編 p. 4 参照）に基づき研究科委員会において認定作業を行うこととしているが、現時点で

は申請された事例はない。

なお、平成 20 年度より明治大学理工学研究科新領域創造専攻と合同で 4 科目を実施する（うち 1 科目は平成 21 年度開講予定）。これは本大学院開学以来毎年実施している、「デジタルグラフィックス表現演習（Web）」「デジタルグラフィックス表現演習（Maya）」「Web プログラミング演習」の 3 科目のカリキュラムを基に合同授業として本学の施設を利用して実施する。

成績評価に関しては、文部科学省とコンセンサスを取ったうえで、カリキュラムを開発した本大学院の教員と明治大学の教員、更に両校の事務局とで定期的に協議を行うことにより、厳正で客観的な評価を実施するとともに、双方の教育目標、教育課程に即した授業内容を確保していく。

基準 4 - 1 - 3

履修成果をより向上させるために、授業科目の履修を制限する制度などの仕組みを設けていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）

科目の履修においては、学習効果を考慮して、その基礎となる科目の単位修得、及び必要とする知識、スキルを備えていることなどを条件とする履修条件を詳細に設定している（資料 1 5 「履修条件一覧」資料編 p. 1 5 8 参照）。

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1

専門職大学院の修了要件が、2 年（2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、40 単位以上を修得していること。

（基準 4 - 2 - 1 に係る状況）

学則第 2 9 条（資料 1、資料編 p. 5 参照）に規定されているとおり、本大学院では修了要件を 40 単位と定めている。

ただし、学則第 7 条第 2 項に規定されているとおり、本大学院では、本大学院の教育内容に関連する IT 又はコンテンツ関連分野（Web・映像・放送・出版・ゲーム・マーケティング等）での職務経験 3 年以上、若しくは同等の能力を有すると本大学院が判断した場合は、特例として 1 年で修了することを認めている。

なお、この場合は、入学前の願書提出時にその旨を願い出るとともに、入試選考時に別途審査を受けることが必須となっている。

基準 4 - 2 - 2

専門職大学院の修業年限を短縮している場合には、当該専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされていること。

(基準 4 - 2 - 2 に係る状況)

専門職大学院の修業年限は通常 2 年となっているが、本大学院では、本大学院の教育内容に関連する職種において、3 年以上の職務経験を有し、かつ本大学院の審査により、1 年間で本大学院の専門課程を修了し得ると判断された学生のみ 1 年での修了を認めている。

この 1 年での修了を目指す者が、本大学院の目的を達成し、十分な成果が得られるように設置した科目に「特ゼミ」がある(資料 3「デジタルハリウッド大学院 2007 年度シラバス」資料編 p. 79 参照)。

当該科目においては、主にビジネスプランを担当するプロデューサーとコンテンツ制作を担当するディレクターの学生がチームとなって、1 つのコンテンツやサービスを生み出す過程を通じて、プロデューサーとディレクターそれぞれに必要な高度なスキルと連携手法を養成するものである。学生が企画を行う「コンテンツやサービス」は、単なる企画書上のプランではなく、デモコンテンツの制作、流通や配給先へのヒアリング、投資家へのプレゼンテーションを実際に行うことで、現実にプロジェクトをスタートアップできるレベルまで完成度を高めることで実践力を養うことを目標としている。

これら 1 年で修了を目指すものは、平成 19 年度第 2 トライメスターまでに 106 名が入学しており、うち 61 名が修了している。また、当該科目等を通じて実際に起業した者は 18 名以上に上る(資料 16「デジタルハリウッド大学院院生起業実績」資料編 p. 159 参照)。

4 - 3 実務経験者の認定

基準 4 - 3 - 1

専門職大学院が、当該専門職大学院において必要とされる実務等の専門の経験を有する者であると認める(いわゆる実務経験者として認定する)に当たっては、実績評価審査の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

(基準 4 - 3 - 1 に係る状況)

本大学院では学生の実務経験の有無に関する審査を入学時に行っており、具体的には、願書、履歴書、職務経歴書等による書類審査と、自己プレゼンテーション、面接による口述試験を実施している。また、出願資格として、コンテンツビジネスに従事する際に基本となるアプリケーションソフトの基本的な機能や操作を理解していることを求めており、過去の作品等の提出を課すことで、本大学院で学ぶにあたって必要とされる実務等の経験が明確になるような形態をとっている。

また、本大学院には通常2年の修了年限を特別に1年に短縮出来る制度があるが、こちらを希望する学生に関しては、本大学院の講義内容に関連するIT又はコンテンツ関連分野（Web・映像・出版・ゲーム・コンサルティング・マーケティング等）での3年以上の職務経験を有していることを求めており、前述の審査時に、より詳細な説明を課している。

4 - 4 教育の評価

基準 4 - 4 - 1

単位修得、修了の状況等から判断して、当該専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていること。

（基準 4 - 4 - 1 に係る状況）

平成19年度第2 trimester 終了時での単位修得、修了の状況は資料17「単位取得及び修了率等」（資料編 p.160 参照）に記載のとおりである。

本資料からも分かるとおり、各々の科目区分における単位取得率の高さに比べ修了率が低くなっているが、これは本大学院の学生は社会人が多いこともあり、定められた修業年限で修了することが困難な傾向があるためと考えられる。また基準1-1-4で述べたとおり、修了者の過半数が就転職や起業することで専門職に就いていることを示している。

また、本大学院の学生の大部分は、社会人として日々業務に従事しており、本大学院における学習成果を、都度、実務において発揮していることから、実務における成果を各科目の中での企画書やレポートとして授業の形式に添う形で報告すれば、それを大学院の成果として評価するようにしている。

このような実績から本大学院は「高度職業人の育成」という教育の目標に照らした成果を上げてしていると認識している。なお、起業実績の詳細については前述の資料16「デジタルハリウッド大学院院生起業実績」（資料編 p.159）を参照されたい。

基準 4 - 4 - 2

授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、当該専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていること。

（基準 4 - 4 - 2 に係る状況）

本大学院では、専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果を上げるための組織的な手段として、開学以来、学生に対して、授業毎に授業評価（以下、エヴァレーションシート）（資料18「授業評価の流れ」資料編 p.161 参照）を求めて

おり、当日中に担当教員及び事務局（回答内容に事務局への評価の記載欄も設置している為）双方で内容確認・ミーティングを行い、改善の必要性及びその内容を検討・実施している。

エヴァリエーションシートの形式は、授業の「良い点」、「悪い点」、「改善点」の自由記述と、授業全体の満足度について、「とても良い（5点）」「良い（4点）」「普通（3点）」「あまり良くない（2点）」「良くない（1点）」の5段階評価を選択式で行うものである。開学以来の数値は、平成16年度：4.16、平成17年度：4.30、平成18年度：4.46、平成19年度（第2 trimestre 終了時点）：4.34 となっており、十分に高い授業評価を得ていると考える。

このことから判断して、本大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていると認識している。

基準 4 - 4 - 3

修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、当該専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていること。

（基準 4 - 4 - 3 に係る状況）

平成19年年度3月末時点での起業者数18名（資料16「デジタルハリウッド大学院院生起業実績」資料編p.159参照）。

転職者数28名（資料8「修了生の進路の割合」資料編p.150参照）。

その他、起業、転職には至らずとも、所属している勤務先において、当該専門職大学院にて修得した知識を活かし得る部署に配置転換されたり、新部署を立ち上げたり、新サービスを立ち上げた者も多数おり、教育効果は上がっていると思われる。

2 優れた点及び改善を要する点等

（1）優れた点

実際に修了した者たちが基準4 - 4 - 3にて上げたような実績を残していることから、本大学院の「コンテンツ業界で活躍できる高度職業人の育成」という目的に対して、一定の教育成果を上げており、厳格かつ正当な評価や修了認定を行っているといえる。

本大学院の学生の大部分は、社会人として日々業務に従事しており、本大学院における学習成果を、都度、実務において発揮していることから、実務における成果を各科目の中での企画書やレポートとして授業の形式に添う形で報告すれば、それを大学院の成果として評価するようにしている。

（2）改善・検討又は努力を続けるべき点等

上記（1）- を更に推進していくための仕組みや制度の策定を進めていく必要がある。

第5章 教育方法の改善措置

1 基準ごとの分析

5 - 1 教育方法の改善措置

基準 5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準 5 - 1 - 1 に係る状況)

本大学院においては、授業毎に学生に授業評価(エヴァリエーションシート、以下ES)(資料18「授業評価の流れ」資料編p.161参照)を求めており、毎回、担当教員・事務局双方にてその内容を確認し、改善の必要性がある場合は迅速に措置を講じている。さらに、その集計結果は教員会議にて教員全体で情報共有され、更なる改善について議論されている。

さらに日々の授業においても、教員の希望で教員同士お互いの授業を見学できるようになっているほか、毎回の授業のビデオ撮影を行い、希望があれば、他の教員の授業をDVDにて閲覧することが可能となっている。

また、教員の教育技術向上を図るための施策としては、学部・専門職大学院合同で、教員研修を年3回実施している。ここでは、各教員が講師役、又は学生役となった模擬授業を行い、その指導方法について参加教員全員で考察・改善案を考える試み(ティーチング・シェアリング)を実践している。今後は、更なる教員の出席率向上を促し、全教員の指導力の向上を図っていく予定である(資料19「教員研修議事録」資料編p.164参照)。

さらに平成19年度からは、本学CLO(チーフ・ラーニング・オフィサー)担当教員を中心とした、ファカルティ・ディベロップメント委員会(年3回実施)を立ち上げ、教員、事務局間で授業毎のES、学期毎アンケート内容の分析を行い、更なる教育方法向上のための施策・手法を検討し、全教員と情報共有している。

5 - 2 教育上の経験確保

基準 5 - 2 - 1

実務家教員における教育上の経験の確保に努めていること。

(基準 5 - 2 - 1 に係る状況)

高度専門職業人の育成を目指す本大学院においては、学生に、業界の最先端の技術や知識と、現場に近い経験を提供するために、教員のほとんどが実務家教員となっている。

開学当初は実務家教員の教育上の経験不足を学外から危惧する声があったが、授業評価の結果、教員研修における模擬授業の他教員からの評価をみても、本大学院においては危惧する要因ではないと認識している。

しかしながら、更なる教育手法の向上を目指しFD活動については今後も継続的に力を注いでいく。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

基準5 - 1 - 1 にあげた、ESによる授業毎評価や教員研修など、本学にて実施しているFD活動は、これまでの大学教育では成しえなかった非常に優れた取り組みであると自負している。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

今後はこれらの活動の効果の測定を実施するとともに、カリキュラムそのものを組織的に検証し、改善する取り組みを行っていく必要がある。

第6章 研究活動及び研究環境等

6 - 1 研究活動

基準6 - 1 - 1

専門職大学院の教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていること。

(基準6 - 1 - 1に係る状況)

本大学院は専門職大学院としての教育の目的を鑑み、実務家教員を中心とした教員編制を行っている。教育内容は教員各々が専門的に取り組んでいる実務に紐付いた科目のみを担当していることから、教育内容と実務が密接に関連している。

これに加え、デジタル技術の急速な発展やユーザー嗜好の多様化に伴ったメディアコンテンツの表現、流通、ビジネスを創造するべく、あらゆる産業に繋がる応用・発展的若しくは先端的で実用的な実務研究を実施し、教育に反映させている(資料20「研究実績」資料編 p. 195 参照)。

高度の専門性が求められる職業を担うための、深い学識及び卓越した能力を培うための教育の基礎として、このような実務研究は必要不可欠である。

基準6 - 1 - 2

教育研究機関の責務を果すべく、研究活動によりもたらされた成果等の公表が積極的に行われていること。また、その公表を支援するための措置が取られていること。

(基準6 - 1 - 2に係る状況)

本大学院が取り組む研究活動の成果については、Webサイトにて広く周知することを基本としており、研究の内容に応じて、学会論文及び研究発表、講演、イベント発表、書籍等の執筆、メディア発表、雑誌投稿などを行っている。なお、その公表にあたっては、各々の案件ごとに本大学院から支援を行っている(資料20「研究実績」資料編 p. 195 参照)。

6 - 2 研究環境

基準6 - 2 - 1

基準6 - 1 - 1を達成するため、個人研究並びに共同研究等における研究環境及び支援体制の整備が行われていること。

(基準6 - 2 - 1に係る状況)

本大学院では開学以来、基準6 - 1 - 1を達成するために、研究環境の整備など、随時

必要な支援を行ってきたが、より組織的かつ継続的な支援を可能とするために、平成 20 年 4 月より、研究運営委員会を設置することとした。

6-3 産学官連携の推進

基準 6-3-1

専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、産学官連携を推進し、研究等の成果を積極的に産業界に技術移転をすることや、大学発ベンチャーの育成支援を行っていること。

(基準 6-3-1 に係る状況)

(1) 産学連携の推進及び産業界への技術移転について

専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院では産学官にて連携した研究を推進し、成果を積極的に産業界に技術移転している。具体的には以下のような活動実績が挙げられる。

- ① 芸能プロダクションとの共同映像制作プロジェクト
- ② Web メディアチャンネルの新しいコンテンツ制作
- ③ 音楽と映像の融合研究
- ④ 音楽ソフトマーケティングにおけるヒットメイキングの分析研究
- ⑤ 次世代 Web チャンネルの創造研究
- ⑥ 次世代 CG 映像制作環境及び次世代映像表現の研究、
- ⑦ サイト M&A に係わる基準及び、リノベーションデザインの研究
- ⑧ 環境関連企業数社とデジタルエコロジーに係わる研究
- ⑨ ヴァーチャルリアリティと地図との融合コミュニティの研究
- ⑩ 海外企業とデジタルサイネージシステムの日本市場における実証実験並びにデジタルサイネージ向けコンテンツの研究
- ⑪ 裸眼視 3D 立体技術を持つ企業との日本市場のマーケティング研究、及び裸眼視 3D 立体技術に対応したコンテンツ制作手法の研究

さらに、大学間での共同研究においては、コラボ産学館などの団体に所属し、他大学との共同実学研究を推進している。また、ヒットコンテンツ研究室では、「ヒット現象の数理モデル研究」を鳥取大学工学部の石井教授などと共同研究を行い、論文を学会発表するなど積極的な取り組みを推進している。

(2) 大学発ベンチャーの育成支援

基準 1-1-4 (資料 8 「修了生の進路の割合」資料編 p. 150 参照) にも述べたように、デジタルコンテンツマネジメントの領域における起業家育成に積極的に取り組んでいる。

具体的には、研究科目に起業 I ~ III ゼミ、特ゼミ (1 年限での修了を許可された学生対

象)を導入。起業ゼミ～ゼミでは、起業マインドの高揚、並びに特定のテーマを設定した事業計画の策定、ベンチャーキャピタルの基礎、起業シミュレーションなどを実施し、特ゼミでは、デジタルコンテンツマネジメントに関連する実現可能なビジネスプランを担当教員指導のもと提案、発表し、上位の成績優秀者においてはビジネスプラン発表会(年1回2月開催。外部の企業の方々も見学可能。)にてビジネスプランを発表することが可能となっており、外部の企業とのマッチングのきっかけ作りに取り組んでいる。

また、教員の研究成果を基盤とした大学発ベンチャー創出にも取り組んでいる。例えば、ヒットコンテンツ研究室では、ヒットプロデューサー人材能力開発の研究を平成17年度より取り組み、本大学院のカリキュラムへの導入の検討をはじめ、企業人材の能力開発教育にも対応できるものと判断した結果、本研究の教育プログラムを取り扱う事業を行う株式会社をデジタルハリウッド(株)の出資と教員役員兼任のもと平成18年に設立した。

これらの結果、基準1-1-4(資料9「経済産業省平成18年度大学発ベンチャーに関する基礎調査報告」資料編p.151参照)にあるように、平成16年度4月設置から3年の間に多数の起業家並びに大学発ベンチャーを創出することとなった。

6-4 利益相反

基準6-4-1

基準6-3-1の推進に当たっては、当該専門職大学院における職務に対して個人的な利益を優先させると見られたり(狭義の利益相反)、個人的な利益があるなしにかかわらず本大学院外部活動と本大学院での教育研究活動の両立に疑義が生じていると見られるなど(責務相反)、専門職大学院の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを判断するため、その基準が明確に定められていること。

また、客観的な判断を行うための適切な体制が整えられていること。

(基準6-4-1に係る状況)

本大学院は、基準6-4-1に係わる対策として、産学連携研究及び外部機関とのプロジェクトなどにおいて、教職員に利益相反の疑義が生じる可能性がある場合に、教職員又は大学が産学連携活動に伴って得る利益と、大学が本来もつべき教育・研究に対する責任とが相反していないかを速やかに審議し、問題解決を図ることを目的とした「利益相反マネジメント専門委員会」を平成18年6月1日に設置した(資料21「デジタルハリウッド大学利益相反マネジメント専門委員会規則」資料編p.221参照)。

また、ガイドラインも定め、利益相反の基準や体制を明確に示している(資料22「デジタルハリウッド大学利益相反マネジメントガイドライン」資料編p.223参照)。

変化の早いデジタルコンテンツ分野における教育を行うため、実務家の教員を多数有し、在学中に学生がより産業、業界に近い実務経験を積む場として、教員の所属する企業又は紹介を受けた企業へのOJT(On the Job Training)又はプロジェクトへの参加を、授業の履修に支障のない範囲で推奨しているが、本大学院の基準6-4-2に係わる対応として、学生の権利が損なわれないよう「利益相反マネジメント専門委員会」にて審議、管理している(資料23「デジタルハリウッド大学OJTガイドライン」資料編p.225

参照)。

また、学生の労使及び学生や企業との金銭授受、助成金申請や特許等の申請などについても、教員としてそれを行う場合は、「利益相反マネジメント専門委員会」に届出、審議を行うこととした。さらに、産学協同研究においては、研究運営委員会を平成20年4月設置し、研究における利益相反の有無を検証し、利益相反マネジメント専門委員会にその旨を報告する取り組みを行う予定である。

さらに、教員個人が研究や企業プロジェクトにおける金銭授受における仲介、公的、外部団体の助成金における申請、特許等に係わる仲介、申請手続代行などを担う「産学共同連携研究推進チーム」(平成19年10月発足)が、設置会社管理部との連携によって、より一層、利益相反や不正防止を強化するしていくこととする。

基準6-4-2

利益相反等の判断基準については、事前に公表、周知を行うことにより、未然の防止に努めるとともに、生じた利益相反等については、解決のための適切な措置を講じていること。

(基準6-4-2に係る状況)

本大学院の基準6-4-2に係わる利益相反の公表、周知について、平成19年3月28日の利益相反マネジメント専門委員会にて、利益相反ガイドラインを策定し、学生・教員にグループウェア(電子連絡掲示板)、メール、教授会などで周知し、解決のための適切な措置を講じている。

これまで、事前にガイドラインに沿って運営を行ってきたため、利益相反に該当する事例は発生していないが、発生した際には、利益相反マネジメント専門委員会で、その措置を検討し、研究科委員会及び教授会にて審議の上、必要な対応をとることとする。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

本大学院は専門職大学院の教育の目的を鑑み、開学当初から産学官連携活動に関し積極的な取り組みを行っている。その成果については、学会における論文などの研究発表を行い、広く周知に努めている。また、他大学及び外部機関との共同研究や、科学技術振興調整費などの公的資金を利用した先端的な研究も行っている。

さらに、大学発ベンチャーを創出するための様々な取り組みを行っており、開学以来、多数の起業家を輩出し続けている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

これまで、研究活動や知的財産の権利に関わる理念については、案件ごとにコンセンサスをとってきたが、今後は全学的な共通認識として明文化すると共に、研究やプロジェクトの実施における管理体制をより一層整備する必要がある。

第7章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

7 - 1 入学者受入

基準 7 - 1 - 1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、専門職大学院の教育の理念及び目的に照らして、専門職大学院が求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明確に定め、公表、周知していること。

（基準 7 - 1 - 1 に係る状況）

本大学院のアドミッション・ポリシーは以下に示すとおり定めている。

教育基本法に則り、学校教育法の定める専門職大学院として、デジタル社会において重要かつ専門性を必要とするビジネス&コンテンツを創造する職業を担うために、深く専門の学術を教授、研究する者で、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富み、文化の向上と産業の発展に寄与するという強い意志と意欲を持つ人物を募集します。

この文面は本大学院 Web サイトにおいて公表し周知を図っている。

（<http://gs.dhw.ac.jp/esi/index.html>）

基準 7 - 1 - 2

入学者選抜が専門職大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 7 - 1 - 2 に係る状況）

深く専門の学術を教授、研究する者の素養については、事前提出書類である詳細書類にて判断している。応用能力と実践性については、職歴、卒業研究の実績にて判断している。強い意志と意欲については、入学試験時の自己プレゼンテーションにて判断している。具体的には以下のような入試を行っている。

面接試験官は、事前に志望者から送付される願書及び詳細書類を入試担当者が確認したうえで、志願者の経歴に見合う試験官を2名選定する。事前に提出された願書及び詳細書類には、経歴や志望動機を記載する項目を用意し、その記述内容にてコンテンツビジネスを創造する職業を担うための知識や経験及び意欲の有無を判定する。それら書類（願書・詳細書類）を面接官は事前に確認することにより、審査のポイントを理解したうえで面接が行われている。面接時においては、志願者が自身の経験や知識及び志願する目的をプレゼンテーションし、質疑応答を行う。審査においては、志願者の素養や目的が本大学院の教育内容と合致しているか否かを判断する。

基準 7 - 1 - 3

専門職大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、専門職大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況)

入学時期は、志願者の多様性に合わせ、年に 3 回 (4 月、8 月、12 月) と定めている。また、社会人でも受験に不都合が生じないように、夜 19 時より 22 時の間に面接を設定している。試験日や受験資格については、募集要項及び Web サイトに明記している。

基準 7 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 7 - 1 - 4 に係る状況)

面接時には、志願者の経験及び素養を判断するための評価軸を明記した評価シートを用いることで、的確かつ客観的に評価する仕組みになっている。また、面接官 2 名のうち 1 名は学長が毎回担当しており、志願者の経験及び素養を相対的に判断することで、試験の判定基準を一定のものにしている。

基準 7 - 1 - 5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 7 - 1 - 5 に係る状況)

現在のコンテンツビジネスは、IT 分野にとどまらず、産業界全体を横断しているため、多様な知識及び経験を有する人材が求められている。そのため、入学者選抜に当たっては、過去の経験・出身学部・職業などに囚われず選抜を行っており、現状においても多様な知識及び経験を有する者が入学している。

7 - 2 収容定員と在籍者数

基準 7 - 2 - 1

専門職大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況)

本大学院の収容定員は現在 160 名であり、過去の在籍者数の状況は以下の通りである。

【過去の実績】

平成 16 年度 3 月末 56 名（定員 120 秋葉原メインキャンパスのみ）

平成 17 年度 3 月末 112 名（定員 160）

平成 18 年度 3 月末 139 名（定員 160）

平成 19 年度 3 月末 137 名（定員 160）

留年者を除く。

上記の通り、恒常的に収容定員を上回っている状態ではない。

また、詳細については資料 2 4 「在籍者数の推移（平成 19 年度 3 月末時）」（資料編 p. 2 2 7）を参照されたい。

基準 7 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 7 - 2 - 2 に係る状況）

4 月の時点で入学定員 80 名に満たない場合は、8 月及び 12 月入学者の入学者選抜を実施している。また、入学者受入が入学定員と乖離しないよう努めており、各年度の入学者数は以下の通りである。

【過去の入学者実績】

平成 16 年度 57 名（入学定員 60 名）

平成 17 年度 74 名（入学定員 80 名）

平成 18 年度 85 名（入学定員 80 名）

平成 19 年度 81 名（入学定員 80 名）

また、詳細については資料 2 4 「在籍者数の推移（平成 19 年度 3 月末時）」（資料編 p. 2 2 7）を参照されたい。

2 優れた点及び改善を要する点等

（1）優れた点

過去の経験・出身学部・職業などに囚われず、多様な知識及び経験を有する人材が入学している。

（2）改善・検討又は努力を続けるべき点等

アドミッション・ポリシーを募集要項及びパンフレットにも記載し、更なる周知を図る必要がある。

第 8 章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

8 - 1 学習支援

基準 8 - 1 - 1

学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況)

学生が履修に専念できるよう、事務局職員・教員により各ガイダンスにおいて十分は履修指導が行われている。また、ガイダンスや授業の様子は録画（一部演習科目は除く）されており、後日メディア補講ができるように欠席者に対しての配慮も行っている。

(1) 入学ガイダンス

入学当初のガイダンスとして、本大学院の理念・目的・それに基づくカリキュラム体形、履修の仕方・成績評価から修了認定まで等の教務事項や各種支援体制などをガイドブックなどの資料にもとづき伝達している。

(2) アクティブラーニング（学ぶ技術）ガイダンス

本大学院の課程を受講する上での前提と位置づけ、入学時必須受講のガイダンスとしてすべての科目に先立って実施している。職員と学生が共通のラーニングツールをもつことにより、より効率よく学ぶことができる教育環境をつくっている。

(2) 履修相談会（全体・個別）

タイムスターの履修登録時ごとに、在校生、科目等履修生を対象とした全体の履修相談会を事務局職員が実施している。また、希望者に対しては必要に応じて個別の相談も実施している。これにより、学生は目的に沿った履修計画を立て、履修登録を行うことができる。

(4) 修了課題説明会

必須科目である修了課題制作については、第 3 タイムスターの履修登録時に合同の説明会を実施している。提出にあたっての手順・注意事項等については、資料 25 「課題提出の流れ」（資料編 p. 228 参照）をもとに伝達している。また、第 1、第 2 タイムスターでの提出希望者に関しては個別で説明を行っている。

基準 8 - 1 - 2

専門職大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 8 - 1 - 2 に係る状況)

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図る為に、エヴァリエーションシートやメーリング・リスト、学内 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を積極的に用いている。これにより学生からの意見・相談等を随時汲み取ることができ、的確な助言体制が整っていると見える。

(1) エヴァリエーションシート

カリキュラムに関するニーズ、及び施設・設備に関するニーズを総合的に抽出し改善することを目的にアンケートとエヴァリエーションシート(授業評価)を授業毎時実施して要望を常に確認し、フィードバックできるように心がけている。

(2) グループウェア機能

インフォメーション、授業毎の資料配布、レポート提出などを有するグループウェア機能(以下「GW」)を用いて教育効果を充実させるよう努めている。また、GWには事務局・教務が積極的に学生とのコミュニケーションを図ることができるよう、個人のメールアドレスも公開されている。

(3) メーリング・リスト

大学院関係者が登録されたメーリング・リスト(以下「ML」)等、授業毎のMLを作成して、教員と学生が積極的にコミュニケーションを図ることのできる場を設けている。

主に学生への連絡や、授業連絡、教員からのフィードバックや学生からの質問、学生同士のディスカッションの場として利用されている。

(4) 学内ソーシャル・ネットワーキング・サービス(NEXUS SNS)

コミュニケーションツールとして、デジタルハリウッド関係者専用のSNSサービスの提供を行っている。このサービスには教員・学生・事務局職員が登録されている。

(5) 事務局職員によるサポート

授業ごとに担当の事務局職員を配置して、授業進行にかかわる事務作業や雑務を行うことで、実務家である教員の負担を軽減し、教員が授業時間以外においても学生と十分なコミュニケーションを図ることが出来る環境の確保に努めている。また、定期的に事務局職員と教員との間で、授業内容の確認及び改善に向けたミーティングを実施している。

基準 8 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

本大学院では、教育補助者による学習支援体制の事柄として、以下のことを実施している。

(1) ティーチング・アシスタント

以下の演習科目においては、ティーチング・アシスタント(以下「TA」)を配置し授業を円滑に進めるための体制を整えている。TAの業務として、主に授業準備、授業内における学生のサポート、授業後の復習メールの配信などがある。

- ・デジタルグラフィックス表現演習 (Web)
 - ・デジタルグラフィックス表現演習 (Maya)
 - ・Webプログラミング演習
 - ・ポストプロダクション先端技術演習
- 履修者 10 人に 1 名の程度の割合で配置

(2) テレビ会議システム

一部の科目において、東京・大阪の各校舎間にてリアルタイムでインタラクティブな講義を行うべく、テレビ会議システムを使用し授業を実施している。準備、進行にかかる作業は事務局職員が担当しており、円滑に授業が行われる体制が整っている。

(3) メディア補講

本大学院における演習科目、研究科目を除く一般科目は、すべてビデオ撮影されており、学生は講義後に視聴できる体制が整っており、各自復習に役立てている。

8 - 2 生活支援等

基準 8 - 2 - 1

学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 8 - 2 - 1 に係る状況)

学生が履修に専念できるよう、経済的支援においては奨学金制度を設けている。
また、多くの学生が社会人である為、講義時間も夜間に多く設けるなど配慮している。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構

現時点においては、次の2種類の経済的支援が基本的に利用可能となっている。受給者数の実績については資料 26 「JASSO 奨学金受給者数」(資料編 p. 230) を参照されたい。

第一種奨学金（無利子貸与）

第二種奨学金（有利子貸与）

（２）就学奨励金制度

コンテンツ制作における活動内容、作品、人物共に優れている者、優秀な成績、優れた特性を持っていると判断された学生に対して、学費免除又は学費を一部優遇する制度を設けている（資料２７「就学奨励金制度」資料編p.230参照）。

また、その他に平成18年度からは、教育訓練給付金の利用が可能となっている。

（３）講義時間

大学院設置基準第14条の特例として、社会人を対象とした取り組みにおける教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心にカリキュラムを配置している（資料13「時間割」資料編p.156参照）。

8 - 3 障害のある学生に対する支援

基準 8 - 3 - 1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準 8 - 3 - 1 に係る状況）

現在のところ、格別の対応を必要とする障害のある学生がいないことから、そのために講じた具体的な対応については示すことはできないが、入学資格においては特に妨げてはならず受験の機会は確保している

現在において障害のある学生を受け入れるための配慮は下記のとおりである。

（１）学習の障壁をなくすための設備

秋葉原メインキャンパスはバリアフリー化がされており、障害者用のトイレの設置がされている。また、大阪サテライトキャンパスにおいても障害者用のトイレの設置がされており、障害者のための配慮がなされている。

（２）補助者参加

ノートテイクなどの補助者の授業への参加を認めている。

8 - 4 留学生に対する支援

基準 8 - 4 - 1

留学生に対しても、受験の機会を確保するとともに、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 8 - 4 - 1 に係る状況)

(1) 受験機会の確保

留学生における受験機会の確保については、学則(資料 1、資料編 p. 3 参照)において下記のとおり定めている。

(外国人留学生の選考)

第 18 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、第 16 条に規定する選考のほか、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

なお、留学生の受け入れ実績は資料 28「留学生受入実績」(資料編 p. 230)のとおりである。

(2) 学習上の支援

基準 8 - 1 - 1 で述べたとおり、留学生に対しても他の学生同様に、各種ガイダンス等を行っている。

(3) 生活上の支援

生活上の支援として、以下のような取り組みを行っている。

アジア・関西特待生制度

アジア・関西間の交流の一環として、IT・コンテンツ業界の振興に努めるディレクターの育成を目的に、外国籍を有する私費外国人留学生を対象として定める履修費のうち 25% を減免する特待生制度を設けている。この制度の対象者は、本大学院の入学者選抜において、合格と認められる成績を修めた者のうち、在留資格が「留学」若しくは「就学」である私費留学生であり、かつ大阪サテライトキャンパスに通学を希望する者を対象としている。

私費外国人留学生学習奨励費給付制度

独立行政法人日本学生支援機構における私費外国人留学生学習奨励費給付制度について情報提供を行っている。

その他

その他、各種団体による奨学金制度などについての情報提供を随時行っている。

8 - 5 職業支援（キャリア支援）

基準 8 - 5 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 8 - 5 - 1 に係る状況）

就職情報の収集・管理・提供の場として、本学ではインターネットで閲覧できる学内求人情報サイトを運営している。このサイトにより学生は進路選択の際に情報の収集が可能となっている。

また、在学中に、学生が実務経験を積む場として、教員の所属する企業又は紹介を受けた企業における OJT、プロジェクトへの参加を、授業の履修に支障のない範囲で推奨している。

なお、平成 19 年度からは、学部で開催されている就職ガイダンスへの参加を促しており、専門の職員が相談を受け付けている。

8 - 6 ハラスメント防止への支援

基準 8 - 6 - 1

学生が入学後の学生生活を円滑に進めていくために、各種ハラスメント（セクシュアル、アカデミック、アルコールなど）の防止のため、その方針を明確に定めるとともに、組織的な体制を確立するなど適切な措置が取られていること。

（基準 8 - 6 - 1 に係る状況）

各種ハラスメントにおける学生及び教職員向けの防止等の規則を制定し、その方針並びに体制を明確に定めている。また、平成 20 年度 4 月には学生・教員へのガイダンスを行い、その内容の周知及び未然の防止に努める（資料 2 9 「デジタルハリウッド大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規則」資料編 p. 2 3 1 参照）。

基準 8 - 6 - 2

各種ハラスメント（セクシュアル、アカデミック、アルコールなど）が起きた際の、適切な支援体制が取られていること。

（基準 8 - 6 - 2 に係る状況）

ハラスメント専用の連絡窓口（メールアドレス、電話番号）を設け、発生した問題に応じて対策チームを設置する体制が整えられており、その具体的な体制については、基準 8 - 6 - 1 で述べた規則において定められている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

社会人を中心とする学生の特色を考慮して、各種メディアの活用及び事務局職員による学習支援体制を整えている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

新卒者や留学生の増加を鑑みて、今後多様化するであろう就職や生活支援など、柔軟に対応するために更なるサポート体制の整備が必要である。

第9章 教員組織

1 基準ごとの分析

9 - 1 基本の方針

基準 9 - 1 - 1

教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

(基準 9 - 1 - 1 に係る状況)

本大学院では、あらゆるコンテンツがデジタル化されるようになって以来、他メディアへの展開や流通において急速に変化しているデジタルコンテンツ産業において、現在持っている日本のコンテンツに対する評価と実績を、未来においても伸ばしていける人材を育成することを趣旨としている。

学生は、卒業した後にその急速な変化が起こっている産業界の中で、ただちに活躍し得る実践的な能力を得ることが必要であり、そのため本大学院の教員は、産業界においてコンテンツマネジメントの最前線に立つ者であることを基本方針としている。

実際の教員編制においても、そのほとんどが企業においてプロデューサー、ディレクター職である者が若しくは起業家であり、各々が常日ごろより実務の中で必要と考えている志のある人材を育成するため、本大学院で教鞭を揮っている。

具体的には、教員 66 名のうち、分野別では IT 系の教員が 28 名、コンテンツ系の教員が 23 名おり、職位別では社長等の代表職が 39 名、プロデューサー職が 11 名、ディレクター職が 7 名在籍している。

このように、各分野を網羅するように配慮して教員を配置している。

9 - 2 教員の資格と評価

基準 9 - 2 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 9 - 2 - 1 に係る状況)

本大学院は一研究科・一専攻のみであるが、「ゼネラルプロデューサープログラム」と「コンテンツディレクタープログラム」の2つのプログラムを有しており、ビジネスモデルの構築から作品制作やシステム構築など、科目の内容が多岐に渡ることから、教員の配置は、それぞれの科目内容に相応しい実務経験を所持していることを最優先としている(資料 30 「教員一覧」資料編 p. 235 参照)。

教員一人あたりの担当科目数は1～3科目程度であり、これは教員の専門性を十分に活かした適切な配置であると考える。

基準 9 - 2 - 2

基準 9 - 2 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

本大学院のいずれの教員も、上記(1)～(3)に当てはまっている。本大学院の教員はそのほとんどが実務家であり、各企業の経営又はマネジメントを担っているが、本大学院で教鞭を執る以前から、各々の実務にて後進を教育してきたことから、その指導能力は十分に長けているものと考えられる。それにとどまらず、ファカルティ・ディベロップメント委員会にて教育手法の研究をするとともに、定期的開催される教員研修などを通じて教育手法の成功事例を教員間で共有し、指導能力の向上を図っている。

基準 9 - 2 - 3

教員の採用及び昇任等に関し、その基準が明確かつ適切に定められ、運用されているとともに、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され、行われていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

教員の採用及び昇任等に関する基準については、9 - 1 - 1 で述べたように、本大学院の教員となる者は産業界においてコンテンツマネジメントの最前線に立つ者であることを基本方針とし、当該人物が持つ実務上の実績及び研究上の実績を鑑みた上で、採用については、学長の見解をもとに研究科委員会の承認を得ることとし、昇任については資料 3 1 「デジタルハリウッド大学大学院専任教員昇格人事評価表」(資料編 p. 2 3 6 参照) をもとに、研究科委員会において検討・承認される。

また、本大学院では学生が毎回の授業でエヴァリエーションシート(授業評価) を提出している。これを、教育上の指導能力を適切に評価するためのひとつの重要な指標と位置づけることで、常に客観的に指導能力の評価が行われている。

9 - 3 専任教員の配置と構成

基準 9 - 3 - 1

専門職大学院には、専攻ごとに、平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 1 人の専任教員が置かれていること。

（基準 9 - 3 - 1 に係る状況）

本大学院の学術分野は、平成 11 年文部省告示第 175 号で示されている専門分野に該当しないため、近いと思われる経済学関係、社会学・社会福祉学関係、工学関係、美術関係の平均値にて換算すると、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数については、上記専門分野の平均は 9 名であるが、現在本大学院は専任教員が 17 名在籍しており、基準の人数を上回っている。

また、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数については、上記専門分野の平均は 15 名である。本大学院の収容定員は 160 名であるため、本大学院では専任教員一人あたり学生は 10 名となり、上記の専任教員数で充足されている。

基準 9 - 3 - 2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準 9 - 3 - 2 に係る状況）

専任教員の科目別配置等のバランスについては、基礎科目は 11 科目中 6 科目を、実践基礎科目は 17 科目中 8 科目を専任教員が担当している。また、応用・展開・先端科目は 11 科目中 4 科目のみであるが、研究科目についてはゼミのほぼ全てを専任教員が担当しており、全体として見ると均等に配置されていると考える（資料 3 2「専任教員の科目別配置等のバランス」資料編 p. 237 参照）。

9 - 4 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 9 - 4 - 1

基準 9 - 3 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 9 - 4 - 1 に係る状況）

基準 9 - 1 - 1 で述べたとおり、本大学院の教員はそのほとんどが実務家であり、本大学院の専攻分野においておおむね 5 年以上の実務経験を有している。また、どの教員も企業の経営やマネジメントを担う者であり、実務能力・指導能力ともに申し分ないと考える（資料 3 0 「教員一覧」資料編 p. 2 3 5 参照）。

基準 9 - 4 - 2

実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。

（基準 9 - 4 - 2 に係る状況）

本大学院の実務家教員は、それぞれの実務経験と関連のある授業科目を担当している。本大学院は、「ゼネラルプロデューサープログラム」と「コンテンツディレクタープログラム」の 2 プログラムを有しており、ビジネスモデルの構築から作品制作やシステム構築など、科目の内容が多岐に渡ることから、教員の配置は、それぞれの科目内容に相応しい実務経験を所持していることを最優先としている（資料 3 0 「教員一覧」資料編 p. 2 3 5 参照）。

9 - 5 専任教員の担当授業科目の比率

基準 9 - 5 - 1

専門職大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。

（基準 9 - 5 - 1 に係る状況）

本大学院の必修科目は、ゼネラルプロデューサープログラム、コンテンツディレクタープログラムともに 3 科目設置されており、3 科目中 2 科目を専任教授又は専任准教授が担当している（資料 3 2 「専任教員の科目別配置等のバランス」資料編 p. 2 3 7 参照）。

両プログラムの残る 1 科目「コンテンツビジネスにおけるコンプライアンス」については、専門内容を鑑みて最適な兼任教員を配置している。

9 - 6 教員の教育研究環境

基準 9 - 6 - 1

専門職大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 9 - 6 - 1 に係る状況）

本大学院は、トライメスター制度を採用しているが、各期の教員一人あたりの担当科目数は 1~3 科目程度、通年で 3~9 科目程度であり、これは適正な範囲内にとどめられていると考える。

基準 9 - 6 - 2

専門職大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間（サバティカル）が与えられるよう努めていること。

（基準 9 - 6 - 2 に係る状況）

基準 9 - 1 - 1 で述べたように、本大学院の教員はその殆どが実務家であり、日々の実務そのものが研究であるため、研究専念期間を設ける予定を現状は有していないが、必要な場合があれば検討する。

基準 9 - 6 - 3

専門職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていること。

（基準 9 - 6 - 3 に係る状況）

本大学院の専門職大学院としての目的を鑑みると、活性化された教員組織とは、社会や学生のニーズを的確に捉え、それに適したカリキュラム編成が可能となる組織であると考えられる。そのため本大学院の教員は、教育活動にとどまらず実務を通して産業界において十分な研究成果・実績を生み出し続けることが必要である。以上のことから、本大学院では各教員が担当する科目数を決定する際は、教育と実務のバランスが適切なものとなるよう、当該教員と随時協議を行っている。

基準 9 - 6 - 4

専門職大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 9 - 6 - 4 に係る状況）

本大学院では教員が教育と実務に専念できるように、学生の出席管理や授業準備補助などは、事務局職員が行っている。事務局職員の多くは、本大学院の母体であるデジタルハリウッド株式会社が 13 年間運営をしてきた専門スクールの職員経験があり、授業運営についてのノウハウを習得した者である。また、業界経験のある職員も多く、業界の専門知識を踏まえた上で、各教員と教育内容について検討・協議が可能である。

2 優れた点及び改善を要する点等

（1）優れた点

本大学院の教員となる者は産業界においてコンテンツマネジメントの最前線に立つ者であることを基本方針としているため、極めて優れた経験を有する実務家教員が多くを占めており、その経験及び活動が教育に適切に反映することが出来る体制になっている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

業界の最前線で活躍し、かつ適切な経験を有した実務家を安定的に確保する仕組みを構築することが今後の課題である。

教員の採用基準について、現在は学長の見解をもとに研究科委員会の承認を得ることとしているが、今後はその基準のより明確化をする必要がある。

また、現在日本人教員のみであるため、外国人教員の採用なども後は検討していく必要がある。

第10章 管理運営等

1 基準ごとの分析

10-1 管理運営の独自性

基準10-1-1

専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準10-1-1に係る状況)

第7章にあるとおり、入学者選抜に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めている。また、第2章でも述べているとおり、本大学院のカリキュラムはデジタルコンテンツの第一線で活躍する人材を育成する為の実践的な編成となっている。そのため、在籍している学生はもとより、入学志願者の大半が社会人であるという現状を踏まえ、以下のような独自の運営を行っている。

まず第1に、フレキシブルな入学時期及び在学期間がある。 trimester制(3学期制)を導入することにより、入学機会は4月、8月、12月の年3回となり、それに伴い、入学試験を各月平均して2回程度実施し、試験の機会も社会人に配慮したものとなっている。また、基本は2年の修業年限であるが、最長10年まで、最短で1年(IT又はコンテンツ関連分野での実務経験が3年以上、若しくは同等の能力を有すると本大学院が認めた場合)の在籍を可能としており、1年ごとの年間在籍登録料を納付していれば、各 trimesterごとの履修科目数を調整することにより、週0日から7日までの通学日数の設定をすることができる。

第2に、社会人学生の通学に配慮した授業時間設定が上げられる。授業は主に平日の夜間及び土曜日に行い、科目により日曜も開講している。また、ゼミなどの一部の講義を除き授業はDVDに録画をしており、履修した授業の復習及び補講は、その録画したDVDで閲覧することが可能である。

以上の2点により、本大学院で学びたいと考えている社会人が、自身の業務の状況を考慮しながら、負担なく学習することを可能としている。

第3として、コミュニケーションツールの工夫がある。構成員の多くが実務家教員と社会人学生であるため、時間的、物理的に希薄になりがちな教員と学生そして企業とのコミュニケーションを円滑に行うため、専門分野の知識を有する事務局がコーディネーターとなり、履修相談、ゼミや課題制作におけるクリエイターとのマッチング、学生間及び企業とのプロジェクトコーディネーションなどを行い、サポートしている。また、学内ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」)や学内メーリング・リストを活用することにより、教員と学生との間でコンタクトを取ることが容易となっており、迅速な情報共有が可能である。さらに、グループウェアの活用により、授業スケジュールやイベント情報の確認、各種証明書の発行や設備予約など、いつでも事務局とコンタクトを取ることが可能となっている。

基準 10 - 1 - 2

専門職大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 10 - 1 - 2 に係る状況)

現在、本大学院の実質的な管理運営は、設置会社であるデジタルハリウッド株式会社の1部署と位置付けられた大学・大学院事業部において行われている。本事業部は、事務局グループ、大学教務グループ、大学院教務グループ、広報グループという4つのグループに分かれて業務を遂行しているが、隔週ごとに開催される大学・大学院事業部会議において業務の状況や問題点など情報の共有化を図ることにより、事務組織全体が有機的に連動し、お互いの業務を補完しあうことが可能となっている。また、総務や経理関係については、設置会社の本部組織である管理部との連携の下に業務を行っている。

なお、これら業務が適切に運営されているか否かについては、内部監査室による監査を定期的に受けており、健全化・効率化が図られている。

基準 10 - 1 - 3

専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 10 - 1 - 3 に係る状況)

本大学院は、構造改革特別区域法を活用した、日本で初めての試みとなる株式会社による専門職大学院として平成16年4月に開学したが、その設置会社であるデジタルハリウッド株式会社は平成6年10月に設立されており、基準10 - 1 - 2のとおり、本大学院は当該株式会社の1部署と位置付けられた大学・大学院事業部にて運営されている。

デジタルハリウッド株式会社は、設立以来、その主力事業である専門スクール事業の運営により、デジタルコンテンツ業界の成長を支える高度な技術を持った人材の育成、輩出に注力し、現在の卒業生は40,000人を超えるまでに成長している。

また、通信教育分野であるeラーニング事業においてインターネット技術を利用してリアルタイムにカリキュラムを受講するサービスの提供、加えて、法人及び自治体向けにカリキュラムやコンサルティングサービスを提供するソリューション事業では、法人の要望に沿った独自の講座開発やカスタマイズ研修を実施するなど、新たなサービスや企業価値を創造し続けている。

これらの活動の結果、大学院設置の前年度からの営業成績及び財産の状況推移については、概ね堅調な伸びを示しており、専門職大学院の適切な運営を行うための財政的基礎を有していると考える(資料33「財産及び損益の状況の推移」資料編p.238参照)。なお、第13期(平成18年度)については、増収減益となっているが、減益の主な要因としては、大学生をはじめとする学生及び受講生に対する学習環境向上のための設備投資、並びに経

営基盤強化のための人材獲得・企業内インフラ整備の先行投資を行ったことによるものである。

以上のような本大学院の設置会社の運営状況に加えて、昨今のデジタルコンテンツ産業を取り巻く状況としては、超高速インターネットの普及、地上デジタル放送や携帯電話によるワンセグ放送の開始等により、ブロードバンド環境が拡大を続けている。また、「Web 2.0」の代表と言われるSNSやブログなどは前述のブロードバンド環境拡大に比例してサービスの定着化とともに利用者も増加傾向にある。最近では、米国リンデン・ラボ社が開発した3D仮想空間「セカンドライフ」が注目を集めており、全世界で600万人以上の利用者がいると言われているなど、いわゆる「Web 2.0」と呼ばれるようなサービスも出始めていることから、デジタル業界とコンテンツ業界の融合はますます強固なものとなり、更なる急拡大を遂げようとしている。

国レベルでも、「知的財産立国」の宣言、「知的財産戦略本部」の創設、「コンテンツ専門調査会」を設置していることなど、デジタルコンテンツ産業は国家戦略としても重要な位置付けであることから、今後も一層の成長が見込まれている。さらに、雇用情勢が明るさを取り戻している中で、デジタルコンテンツ産業の成長を支えるべき能力を備えた人材への需要は大きく、高度な技術を備えた人材の育成、輩出を引き続き推し進めることにより、業界内での企業価値を確固たるものとすることができると考える。

基準 10 - 1 - 4

専門職大学院の管理運営を行うための組織及び事務組織が、当該専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっていること。

(基準 10 - 1 - 4 に係る状況)

基準 9 - 6 - 4 のとおり、本大学院の特徴として、事務局と教員及び学生との交流が密であるため、日々行われている授業及び業務から発生する些細な問題点を全ての構成員が共有することができている。そこでの情報のフィードバックは、学長、研究科長、事務局長が構成員となっている自己点検会議（毎週開催）及び大学・大学院事業部会議（隔週開催）にて行われており、問題点の洗い出しや検討などが迅速に行われる体制となっている。

また、予算を伴う事項の意思決定については、本大学院の設置会社において開催される経営会議で行われているが、その構成員として学長、研究科長、事務局長が参画しており、経営及び教育研究の双方の観点から適切な意思決定が行われている。加えて、設置会社であるデジタルハリウッド株式会社の代表取締役社長である藤本真佐が、本大学院の専任教員として教鞭をとっており、スムーズに情報の共有が可能な状況となっている。

10 - 2 自己点検及び評価

基準 10 - 2 - 1

専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該専門職大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準10-2-1に係る状況)

平成16年4月の開学より現在まで、設置時の年次計画を着実に履行し、本大学院の目的を達成することに注力してきたところであり、専任教員が構成員となっている自己点検委員会(毎月開催)並びに学長、研究科長及び事務局長が構成員となっている自己点検会議(毎週開催)において、教育活動等に伴う問題点の検証・改善を進めてきた。しかしながら、組織的に体系立てられた自己点検及び評価、並びにその結果の公表については今回が初めての試みである。

学校教育法一部改正により、専門職大学院にあっては設置から5年ごとに外部評価を行うことが決定され、平成20年度がその5年目に当たることから、今回の自己点検・評価を行うに至っている。

今後は、自己点検及び評価を継続的に実施し、その結果を広く公表することにより、わが国の教育研究の一端を担う専門職大学院としてその社会的使命・責務を達成し、教育水準の維持向上を図っていくこととしたい。

基準10-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準10-2-2に係る状況)

前述したとおり、本大学院では、組織的に体系立てられた自己点検及び評価、並びにその結果の公表を行っていなかったが、学長、研究科長及び事務局長が構成員となっている自己点検会議を毎週開催している。また、学長、研究科長及び事務局長に加えて専任教員が構成員となっている自己点検委員会を毎月開催しており、日々の教育研究活動の状況について更なる改善を図るための検討を行ってきており、その実施体制としては既に構築されている。なお、自己点検委員会の構成員である専任教員は、国立大学の名誉教授であり、特に豊かな学識及び経験を有している者である。

今回の評価項目の設定に当たっても、所管省庁である文部科学省の指導を受けつつ、自己点検会議及び自己点検委員会において検討を行い、専門的分野の点検・評価に留まらない、大学院という教育研究機関における総合的な点検・評価になるよう配慮している。

基準10-2-3

自己点検及び評価の結果を当該専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準10-2-3に係る状況)

自己点検及び評価の結果を教育研究活動に反映させていく組織体制としては、自己点検委員会が推進者となり、自己点検及び評価の結果を、教授会及び研究科委員会へフィードバックし、課題解決の為に検討と実行を行う体制となっている。なお、その進捗管理は自

己点検委員会にて行う。

基準 10 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 10 - 2 - 4 に係る状況)

今回の自己点検及び評価の後には、外部の有識者による外部評価を行うこととしており、そのための予算の確保も行っている。

法令上、文部科学省の認可を受けた認証評価機関による評価を行うことが基本とされているが、本大学院の専門分野であるデジタルコンテンツマネジメントについて評価を行える機関が現在のところ存在しないため、有識者による外部評価を行うこととしている。

今後は、業界団体とも連携しつつ、当該専門分野についての認証評価機関を設置させていくことが、より客観性、公平性を持った評価結果を得ることにつながり、その積極的な改善及び情報公開が、業界内、ひいては社会全体における本大学院の信頼性の獲得のために必要不可欠な要素の一つであると考えられる。

10 - 3 情報の公表

基準 10 - 3 - 1

専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 10 - 3 - 1 に係る状況)

従来から、カリキュラムや研究概要、特別講座やセミナー等の情報公開は、本大学院の Web サイト (<http://gs.dhw.ac.jp/>)、又は各種パンフレット等で行っている。しかしながら Web サイトについては、そのメディア特性を鑑みると、情報掲載の構造において改善の余地が残されていると認識している。

また、専門職大学院を始めとする高等教育機関は、社会の要請に応えるべく、その教育及び研究の成果を積極的に社会に還元することが責務である。その責を果すためには、様々な情報の提供を行うことが不可欠である。本大学院も広く社会に対して多様な情報の発信を行うべく、平成 20 年度中を目途に Web サイトの改訂を実施する予定である。

基準 10 - 3 - 2

専門職大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 10 - 3 - 2 に係る状況)

本大学院が、構造改革特別区域法を活用した専門職大学院であることは、基準10-1-3において前述したとおりであり、当該構造改革特別区域計画については、地方公共団体である千代田区及び大阪市が教育関連の認定を受けている。そのため、本大学院は、当該地方公共団体に対し、四半期ごとに設置会社及び本大学院の財務状況等の報告を行うことで、その公表を行っている。

重要事項として考えられる上記財務状況等の他、設置会社概要や本大学院の教育上の理念及び目的、アドミッション・ポリシーなどに加え、教育内容や研究業績、教員組織等についても、本大学院Webサイトや各種パンフレット等において積極的に公表している。

なお、成績評価基準はシラバスにおいて明示しているが、学位授与基準についてはデジタルハリウッド大学学位規則等に詳細を規定してはいるものの、学内グループウェアでの掲載に留まっている。

10-4 情報の保管

基準10-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準10-4-1に係る状況)

評価の基礎となる情報の調査及び収集等については、日常の業務を行うにあたり必要不可欠なもので、そこから蓄積される種々の文書や情報は、事務局用グループウェアや各種データベースにおいて保管されている。しかしながら、当該情報の整理・保管については、当該業務の担当者ごとには行われているが、組織全体として有機的に体系立てられた整理・保管がなされていない。

また、種々の文書や情報の保存年限については、各種の法令での規定に従い適切に保管しており、加えて個人情報に記載されている文書については、外部からのアクセスが制限されているローカルネットワークに保管するなどの管理を行っているが、これらに関する本大学院としての規則が未整備となっている(設置会社において、情報セキュリティ委員会を平成20年5月に設置)。

今後は、職員の誰もが、いつでも必要な情報を迅速に取り出すことができるよう、その整理・保管方法等について、規則化することも含め検討を行っていく必要がある。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

管理運営を行う上での組織体制等については、本大学院が一研究科・一専攻という組織的に小規模であるということから、課題に対する共通認識及び対応が迅速に、機動的に行えるという利点がある。学長や事務局長が担当業務ごとに実施する各種会議に参加し、現場の状況を逐次把握していることをはじめ、設置会社取締役と大

学事務職員との情報共有が頻繁に行われている。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

重要事項を審議するための組織として教授会が存在するが、現在のところ専任教員の教授会への参加率が 100%には達しておらず、全ての教員が共通した問題意識の下に教育研究活動の更なる推進が図られるよう、出席率向上のための取り組みを行う必要がある。

情報の管理・公開という観点からは、未整備な点が存在するため、体系立てた情報の保管・発信を行うことが必要である。

第 1 1 章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

1 1 - 1 施設の整備

基準 1 1 - 1 - 1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該専門職大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況)

専門職大学院における教育・研究活動を円滑に行うため、施設のハード面、ソフト面の充実を図る事は不可欠である。また、学部との共有施設もあるため、運用については、学生の利便性も考慮し、計画されるものでなければならない。

専門職大学院設置基準において「専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。」と定められている。校地・校舎面において明確な基準が設けられてはいないが、十分な設備を整える必要がある。

(1) 秋葉原メインキャンパス (東京都千代田区 秋葉原ダイビル)

秋葉原メインキャンパスは、学部と共有で使用している校舎である。校舎面積は1110.48 m²であり、事務室1室、教室7室、共用研究室2室、実習室1室、演習室6室を備えている。教室には、映像プロジェクターとスクリーン、映像・音響機器を備えており、映像教材を利用した授業を行う事も可能である。福利厚生施設としては、学生ラウンジ、保健室を併設している。

そのうち、大学院専用施設は、実習室 (76.65m²) 及び演習室 (115.88m²) である。実習室には、学生が研究を行うために必要なアプリケーションがインストールされたパソコンが12台設置されている。演習室はミーティングをはじめ、様々な用途に対応できるよう、大型プラズマディスプレイ、DVDプレイヤー、ビデオデッキ、大阪サテライトキャンパスと接続できるテレビ会議システムが常備されている。

7つある教室は、稼動間仕切りを調節することで連結することが可能となっており、講義規模に応じた収容人数の調整が可能となっている。

なお、開学当初は御茶ノ水キャンパスでの運用を行ってきたが、教室数不足や学部生との交流を図る意図から、平成19年4月より秋葉原メインキャンパスでの運用を開始した。

(2) 大阪サテライトキャンパス

大阪サテライトキャンパスは、本大学院の設置会社が運営を行う専門スクールと共有で使用している校舎である。校舎面積は1048.92㎡であり、大学院専用施設は、研究室(38.16㎡)である。

上記キャンパスに加え、図書館や演習室については、秋葉原メインキャンパス以外の学部の施設に設置し、共有している。また、自習室については、双方のキャンパスとも、空き教室や会議室を必要に応じて使用している。

1 1 - 2 設備及び機器の整備

基準 1 1 - 2 - 1

専門職大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、学術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

(1) 情報インフラ

キャンパス内においては、学生が各自で用意したパソコンからインターネットに接続可能な環境が整っている。学生への告知、設備、機材の利用予約をグループウェアにて実施しているが、無線LANを利用することにより、学内のどこからでも利用・確認を行うことができる。

(2) 撮影関連機器

学生のコンテンツ制作支援のため、撮影等に必要な機材の貸出を行っており、平成20年3月現在、資料3 4「撮影関連機器一覧」(資料編p. 2 3 9参照)に記載の機材が整備されている。

(3) パソコン及びアプリケーション

資料3 5「PC等一覧」(資料編p. 2 4 0参照)に記載のパソコン及びアプリケーションを必要に応じて利用できる。

1 1 - 3 図書館の整備

基準 1 1 - 3 - 1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準 1 1 - 3 - 1 に係る状況)

(1) 施設等

学部キャンパス内の図書館は10,000冊まで開架可能な書庫を設置しており、教員及び

学生が学習、研究に利用している。平成19年12月現在の所蔵数は図書3,888冊、雑誌1,472冊、視聴覚資料399本である。蔵書分類の構成は、総記11%、哲学5%、歴史7%、経済23%、自然4%、技術8%、産業5%、芸術20%、言語6%、文学11%となっている(資料36「蔵書構成」資料編p.241参照)。

開館時間は、平日(月～金)9:00～20:45、土曜日9:00～17:45、日曜日は休館日として
いる。大学院の講義・演習は平日19:00からの開始であるため、その前後での利用が行い
やすいよう、20:45まで開放している。

(2) 図書の選定について

デジタルコンテンツマネジメントの教育及び研究にあたっては、多様な教養・知識が必要
なことから、バランスの取れた選書が必要になってくる。選書作業に関しては、教員、
学生のリクエストを反映しつつ、図書館の運営責任者と図書館職員により行っている。

以上のことから、学生や教員の学習及び研究を支援する最低限の設備が整っていると認
識している。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

コンテンツ制作に必要な最新のパソコン、アプリケーション、撮影機材が整備して
いることで、学生や教員の教育及び研究を支援している。

(2) 改善・検討又は努力を続けるべき点等

電子ジャーナルをより積極的に利用するなど、図書館以外の施設からも、ネット
ワークを通じて図書情報を利用できる環境を構築し、学生の利便性の向上に努める
必要がある。

文献複写・相互貸借等の図書館相互協力サービスについては、まだ実施していな
い。サービスを実施するにあたり、必要な図書システムの導入と運用を今後検討し
ていく。

まとめ

本学は、株式会社初の専門職大学院として平成 16 年 4 月に開学し、設置から 5 年目となった。

21 世紀、デジタル技術が益々進化していく中、デジタルコミュニケーションが社会基盤として認知されるようになる一方で、インターネットを利用した犯罪、ネット社会の中の倫理の崩壊など、社会的に大きな課題を抱えるようになった。

このような情勢の中で、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を養成する本学の研究科は、専門職大学院として、社会に貢献しなければ、その存在価値が問われる段階に来ていると言えるだろう。そのような意味で、今回、様々な角度から自己点検を行ったことは大きな意味があった。

この 4 年を振り返ると、デジタルコンテンツの領域においては、IT 産業とメディア産業を融合し、その両産業を架橋する人材育成を行うことが本学の役割であった。しかし、情報インフラや情報機器の進化に伴い、デジタルコンテンツを中心としたデジタルコミュニケーションがあらゆる産業のプラットフォームになってきていることから、今後は、さらにあらゆる産業に、デジタルコミュニケーションを生かすことのできる高度な人材育成を行っていくことになる。

今後も特徴のある専門職大学院として前進していかなくてはならないが、それには、育成すべき人材像、教育の内容、カリキュラム、教員構成、入学選抜方法、FD 活動、研究開発などが、有機的に連動した教育環境作りに、ますます励む必要があると、今回の自己点検により確認ができた。また、高度な教育に還流させるために必要な、教員や学生による研究開発がすすめられる環境、予算の確保など、取り組むべき課題も明らかになった。また、設置後、4 年目となった学部との連動も、これからの課題として認識された。

一方、本学の特徴として教員構成に実務家教員を多く配し、専門職大学院にふさわしい実務力の素養を培う教育体系や、産学プロジェクトなどを積極的に導入するなどの取り組みを行ったことは教育効果として評価できうる結果ではある。教育システムとして先進的に授業毎 E S（評価システム）を導入するなど、教員の主体性を失う評価システムではなく、教員と学生が協同で授業を活性化させることを最大の目的とした取り組みを行ったことは、当初の目標を上回る結果となった。さらに、平成 16 年（設置時）～平成 20 年の 4 年の間において、大学院発ベンチャーの創出数が 20 社となり、起業家育成においても目標を超える成果が見られた。

今回の自己点検評価を通じて、専門職大学の教育目的に合致した高度職業人の育成に対する我々の取組みが効果的であるということを確認できたが、一方で株式会社立ということで、従来の大学組織とは異なった課題が発生していることもまた事実である。

本学の特色を活かしながらこれらの課題を解決し、専門職大学院として、この分野のオンリーワンとしての価値を高めていくことが、これからの本学の使命である。

自己点検評価委員会

委員

- 杉山 知之（委員長、学長）
- 小菅 敏夫（デジタルコミュニケーション学部教授）
- 森崎 弘（デジタルコミュニケーション学部教授）
- 廻 健二郎（大学事務局長）
- 齊藤 知也（大学院事務局長）

事務局

- 猪野 祥仁（大学院教務グループマネージャー）
- 関 進一（広報グループマネージャー）
- 榎木野 綾子（大学教務グループマネージャー）
- 赤松 寛明（事務局グループマネージャー）
- 中津川 昇（大学院教務グループ）